

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

平成 22 年(2010 年)9月

広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1	趣旨	1
2	本市教育委員会における実施方法	2

II 教育委員会の活動状況

1	教育委員会議の開催状況	3
2	その他の主な活動	8

III 各重点取組の点検・評価結果

平成 21 年度（2009 年度）施策体系別重点取組一覧		10
------------------------------	--	----

(I) 重点取組ごとの点検・評価

1 学校教育の充実

(1) 個性を生かし豊かな心とたくましく生きる力を育成する教育の推進

1	基礎学力の向上	11
2	少人数教育の推進	12
3	基本的生活習慣の確立	14
4	幼・保・小連携の推進	16
5	文化芸術教育の充実	17
6	規範性をはぐくむ教育の推進	19
7	青少年支援メンター制度の推進	20
8	体力の向上	22
9	食育の推進	24
10	学校における食育の推進	25
11	特別支援教育の推進	27

(2) 社会の変化に対応する特色ある学校教育の推進

12	平和教育の推進	29
13	環境教育の推進	30
14	教育の情報化の推進	33
15	ハイスクールビジョンの推進	34

(3) 教育環境、教育条件の整備、充実

16	学校施設の耐震化・空調設備整備の推進	36
17	広島特別支援学校の建替	38
18	広島市立小・中学校の適正配置計画の策定	39
19	教職員研修の充実	41

(4) 学校、家庭、地域社会の連携強化と開かれた学校づくり

20	学校評価の推進	44
21	子どもの安全対策の推進	45
22	放課後等の児童の居場所づくり	48

2	青少年の豊かな人間性や自主性等のかん養	
23	電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進	50
24	不登校対策	51
25	いじめ・暴力行為等問題行動対策	54
26	暴走族対策の推進	55
(Ⅱ)	数値目標等の達成状況一覧	58
(Ⅲ)	総括（今後の施策の展開の方向性等）	68
	〈参考〉	
	・平成22年度広島市教育委員会事務点検・評価会議設置要綱	69
	・平成22年度広島市教育委員会事務点検・評価会議構成員名簿	70

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 本市教育委員会における実施方法

本市においては、「仕事宣言」(※)などにおいて、教育委員会の事務も含め、本市全体として事業の実施内容や達成度の説明・公表等を行っている。教育事務の点検・評価に当たり、平成22年度(2010年度)においても昨年度と同様、これらの取組を活用し、次のとおり実施した。

(※)【仕事宣言】

市役所の各分野の実践的な仕事の責任者である”局長”や”区長”等が、その年度、何を重点施策として仕事をしていくのか、目標やスケジュールについて、ホームページ等でできるだけ具体的に公表するとともに、その達成状況を報告している。

(1) 目 的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成21年度(2009年度)とする。

(3) 対象事務

ア 基本的な考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務及び市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務のうち主要な事務を、点検・評価の対象とする。

イ 点検・評価の項目

- (ア) 平成21年度(2009年度)教育長の仕事宣言に掲げる重点取組
- (イ) その他特徴的な取組

ウ 各取組に関する点検・評価の構成

- (ア) 平成20年度(2008年度)のまでの取組
- (イ) 平成21年度(2009年度)の実施状況
- (ウ) 実施状況に関する評価・課題
- (エ) 課題への対応

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

教育委員会事務局職員及び大学教授2名で構成する「教育委員会事務点検・評価会議」を設置し、平成22年(2010年)8月5日(木)、点検・評価の方法や内容等について、意見を聴取した。

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成21年度（2009年度）の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
1	平成21年 (2009年) 4月16日	人 5	人 7	1 平成21年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 平成21年度広島市立高等学校及び安佐北中学校の入学者状況について（報告） 3 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第11号）
2	5月27日	6	9	1 平成22年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について（報告） 2 新型インフルエンザへの対応状況について（報告） 3 広島商業高等学校学科改編について（報告） 4 平成22年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針について（議案第12号） 5 教職員の人事について（議案第13号）
3	6月17日	5	5	1 広島市立学校児童生徒数等（平成21年5月1日現在）について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 平成21年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第8号） ② 契約の締結に係る議案に対する意見の申出について（代決報告第9号） 3 平成21年度専門家評価（専門家による第三者評価）の実施について（報告） 4 広島市立安佐北中学校用教科用図書の採択について（議案第14号） 5 広島市教育委員会教科書選定委員会への諮問について（議案第15号） 6 広島市教育委員会教科書選定委員会委員の委嘱及び任命について（議案第16号） 7 広島市公民館運営審議会委員の任命について（議案第17号）

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
4	7 月 23 日	5	10	1 平成 22 年度広島市立安佐北中学校入学者選抜について（報告） 2 平成 20 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告） 3 吉島公民館（改築）の供用開始について（報告） 4 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 18 号） 5 広島市文化財審議会委員の委嘱について（代決報告第 10 号） 6 広島市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について（議案第 19 号） 7 教職員の人事について（議案第 20 号）
5	8 月 27 日	6	7	1 新型インフルエンザの対応状況について（報告） 2 「青少年国際平和未来会議ヒロシマ」の開催結果について（報告） 3 平成 22 年度広島市立高等学校の入学者定員について（報告） 4 平成 22 年度使用広島市立中学校用教科用図書の採択について（議案第 21 号） 5 平成 22 年度使用安佐北中学校用教科用図書の採択について（議案第 22 号） 6 平成 22 年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第 23 号） 7 平成 22 年度使用広島市立広島特別支援学校用及び広島市立小・中学校用（特別支援学級）教科用図書の採択について（議案第 24 号） 8 教職員の人事について（議案第 25 号、議案第 26 号） 9 広島市教育委員会事務点検・評価報告書（案）について（協議）
6	9 月 16 日	5	6	1 平成 22 年度隣接校・行政区域内校選択制の概要について（報告） 2 平成 21 年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について（報告） 3 平成 21 年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出に

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
				について ① 公の施設の指定管理者の指定議案及び平成 2 1 年 9 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 11 号） ② 契約の締結に係る議案に対する意見の申出について（代決報告第 12 号） 5 委員長選挙について
7	10 月 29 日	5	5	1 平成 2 2 年度広島市立幼稚園の入園定員について（報告） 2 「子どもの体力向上支援委員会」の概要について（報告） 3 平成 2 1 年度教育委員会事務点検・評価報告書について（代決報告第 13 号） 4 社会教育委員の委嘱について（代決報告第 14 号） 5 「平成 2 2 年度広島市立学校教職員人事異動方針」について（議案第 27 号） 6 広島市立学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について（議案第 28 号） 7 教職員の人事について（代決報告第 15 号）
8	11 月 25 日	5	10	1 広島市立学校通学区域審議会の答申について（報告） 2 平成 2 2 年度広島市立高等学校入学者選抜に係るインフルエンザ対応方針について（代決報告第 16 号） 3 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 29 号） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 平成 2 1 年度 1 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 17 号） ② 公の施設の指定管理者の指定議案に対する意見の申出について（代決報告第 18 号） ③ 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 19 号） 5 教職員の人事について（代決報告第 20 号） 6 平成 2 2 年度当初予算について（協議）

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
9	12 月 24 日	6	3	1 平成 2 2 年広島市成人祭の開催について（報告） 2 平成 2 1 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について（報告） 3 平成 2 2 年度広島市立高等学校入学者選抜に係る追検査の実施内容等について（代決報告第 21 号） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告第 22 号） 5 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 30 号）
10	平成 22 年 (2010 年) 1 月 20 日	6	6	1 平成 2 2 年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設に関する政府予算案の概要について（報告） 3 広島市ハイスクールビジョン（中間とりまとめ）について（報告）
11	2 月 9 日	6	4	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 平成 2 1 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 1 号） ② 平成 2 2 年度当初予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 2 号） ③ 広島市職員定数条例の改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 3 号） 2 ひろしま型カリキュラムの進捗状況について（報告） 3 平成 2 2 年度教育委員会組織改正について（報告） 4 教職員の人事について（議案第 1 号）
12	3 月 8 日	5	2	1 広島市国際青年会館条例施行規則の一部改正について（議案第 2 号） 2 教職員の人事について（議案第 3 号）
13	3 月 26 日	5	2	1 第 2 次広島市暴走族追放基本計画及び広島市暴走族追放行動計画（平成 22 年度～平成 24 年度）について（報告） 2 ひろしま型カリキュラムの教材について（報告） 3 規範性をはぐくむための教材・活動プログラムの策定について（報告）

回	開催日	出席 委員数	傍聴者 数	議 題
				4 広島市ハイスクールビジョンの策定について（協議） 5 広島市立幼稚園の今後の方向性（案）について（協議） 6 広島市立中央図書館条例施行規則及び広島市こども図書館条例施行規則の一部改正について（議案第4号） 7 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第5号） 8 教職員の人事について（代決報告第4号、議案第6号～第10号） 9 事務局職員等の人事について（代決報告第5号、議案第11号）
開催回数13回		計（延） 70人	計（延） 76人	議題件数 合計85件 [内訳] 議案：31件、代決報告：20件、協議：4件、 報告：29件、その他：1件

（注）

「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

「協議」…………… 教育委員会決裁事項について、事前に協議を必要とするもの。又は、教育委員会決裁事項ではないが、各教育委員の意見を徴することが適当と思われるもの

2 その他の主な活動

(1) 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 21 年 (2009 年) 4 月	入学式への出席	幼稚園 1 園、小学校 2 校、中学校 1 校の入学式に延べ 4 名の教育委員が出席した。
	開校式への出席	春日野小学校の開校式に教育委員が出席した。 (1 名)
5 月	地方分権講演会に参加	広島市主催、指定都市市長会共催の地方分権講演会に参加した。(5 名)
6 月	第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 1 回会議（堺市で開催）に出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 名)
7 月	広島県・広島市教育委員合同会議への出席	広島県教育委員会との合同会議に出席し、下記のテーマについて意見交換を行った。(5 名) (意見交換テーマ) 教職員の服務規律の確保に関する取組状況
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に教育委員が出席した。(5 名)
平成 22 年 (2010 年) 1 月	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 2 回会議（東京都で開催）に出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 名)
2 月	広島県女性教育委員グループ第 3 回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、「各地域の中学校学力向上対策事業について」情報交換を行った。(1 名)
3 月	卒業式への出席	幼稚園 1 園、小学校 2 校、中学校 5 校及び高校 2 校の卒業式に延べ 10 名の教育委員が出席した。

(2) 教育委員相互の意見交換

教育委員は、会議に出席するほか、適宜、教育行政上の課題等について事務局から情報提供を受け、教育委員相互の意見交換を行っている。

平成 21 年度（2009 年度）に行った主なものは、次のとおりである。

- ・市立幼稚園のあり方検討の最終まとめについて
- ・平成 21 年度 6 月補正予算要求内容について
- ・広島商業高等学校の学科改編について
- ・体力づくり施設について
- ・安佐北中・高等学校における中高一貫教育の成果と課題について
- ・子どもの権利に関する条例（仮称）制定への取組について
- ・第 2 次広島市暴走族追放基本計画（素案）について
- ・広島市暴走族追放行動計画（平成 22 年度～平成 24 年度）（素案）の概要について
- ・通学服の取扱いについて
- ・安佐北中・高等学校の 6 年間の取組状況について
- ・平成 22 年度の当初予算について
- ・広島特別支援学校移転改築工事基本設計業務の完了について
- ・平成 22 年度事務局の組織改正案について
- ・広島市ハイスクールビジョンの報告書（案）について
- ・市立小・中学校適正配置計画（素案）について
- ・市立幼稚園 27 園のあり方の基本的方向性について
- ・平成 22 年度全国学力・学習状況調査への本市の対応について
- ・教育振興基本計画の策定について

Ⅲ 各重点取組の点検・評価結果

平成 21 年度(2009 年度)施策体系別重点取組一覧

施策体系（第 4 次広島市基本計画）		関連する平成 21 年度（2009 年度）の重点取組
1 学校教育の充実		
(1) 個性を生かし豊かな心とたくましく生きる力を育成する教育の推進	ア 基礎的・基本的な学習内容の定着、子どもたち一人ひとりのよさや可能性を伸ばし個性を生かす教育の推進	1 基礎学力の向上 2 少人数教育の推進 3 基本的生活習慣の確立
	イ 豊かな人間性の育成を目指した教育の推進	4 幼・保・小連携の推進 5 文化芸術教育の充実 6 規範性をはぐくむ教育の推進 7 青少年支援メンター制度の推進
	ウ たくましく生きるための健康や体力をはぐくむ教育の推進	8 体力の向上 9 食育の推進 10 学校における食育の推進
	エ 障害のある子どもたちの障害等に配慮した教育の推進	11 特別支援教育の推進
(2) 社会の変化に対応する特色ある学校教育の推進		12 平和教育の推進 13 環境教育の推進 14 教育の情報化の推進 15 ハイスクールビジョンの推進
(3) 教育環境、教育条件の整備、充実		16 学校施設の耐震化・空調設備整備の推進 17 広島特別支援学校の建替 18 広島市立小・中学校の適正配置計画の策定 19 教職員研修の充実
(4) 学校、家庭、地域社会の連携強化と開かれた学校づくり		20 学校評価の推進 21 子どもの安全対策の推進 22 放課後等の児童の居場所づくり
2 青少年の豊かな人間性や自主性等のかん養		23 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進 24 不登校対策 25 いじめ・暴力行為等問題行動対策 26 暴走族対策の推進

(I) 重点取組ごとの点検・評価

1 学校教育の充実

(1) 個性を生かし、豊かな心とたくましく生きる力を育成する教育の推進

ア 基礎的・基本的な学習内容の定着、子どもたち一人ひとりのよさや可能性を伸ばし個性を生かす教育の推進

取組1 基礎学力の向上

第1 平成20年度(2008年度)までの取組

これからの学校教育において、教育の質を向上させ、児童生徒に知識や技能を確実に定着させるとともに、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力、問題解決能力などの「確かな学力」を向上させ、「生きる力」の育成を図ることが一層必要となっている。そのため、基礎・基本の確実な定着と学力の向上を図る取組を推進してきた。

第2 平成21年度(2009年度)の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 「ひろしま型カリキュラム」の導入

「ひろしま型カリキュラム」は、子どもの発達段階を踏まえ、小・中9年間を見通した学習指導計画を作成し、「読み・書き・計算」はもとより、「言語と数理の運用能力」をはぐくみ、思考力・判断力・表現力を向上させる本市独自の教育課程である。

平成21年度(2009年度)は、平成22年度(2010年度)からの円滑な導入に向け、研究開発校等での実践研究を継続するとともに、研究開発校等以外の小・中学校においても試行実施し、指導内容及び指導方法の確認や指導体制の確立に向けて取り組んだ。

(2) 基礎学力向上推進事業の実施

ア 全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の実施

全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査を実施し、その結果に基づいて課題等を整理し、個別指導や繰り返し指導、補充学習や発展的学習、習熟度別の少人数指導やチーム・ティーチングによる授業など、指導方法や指導体制の工夫改善を行った。

イ 各中学校区での公開研究会の実施

本市の各中学校区に設置した中学校区教科等研究会において、小・中学校が連携して基礎・基本の定着を図るため、小・中学校の教員が協力した指導や9年間を見通した効果的な指導の在り方等について実践的な研究を行った。

ウ 学力向上重点校の指定

学力向上重点校に指定した各学校(小学校39校、中学校21校)において、小学校4年生及び中学校1年生で標準学力検査を実施し、学力の向上に向けた取組を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「ひろしま型カリキュラム」の導入	研究開発・研究協力の 学校数	31 校 (27 校)	31 校 (27 校)	達 成
基礎学力向上推進事業	「基礎・基本」定着状 況調査の正答率 60% 以上の児童生徒の割合	80% (80%)	74.5% (72.1%)	おおむね 達 成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」については、平成 21 年度（2009 年度）、研究開発校等での実践研究及び研究開発校等以外での試行実施により、各小・中学校において、指導内容や指導方法、指導体制の確認ができた。今後は、全面実施における「ひろしま型カリキュラム」の成果及び課題について把握し、課題に対する速やかな指導・助言等による改善とその周知徹底を図る必要がある。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査によると、各学校の取組により基礎学力はおおむね定着している状況にあるが、依然、正答率 60%以上の児童生徒の割合が目標値の 80%に達していない状況である。今後は、基礎的・基本的な知識や技能等をより一層確実に身に付けさせるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の向上を目指し、授業の改善に向けた取組を一層進める必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」の実施に加え、平成 23 年度（2011 年度）の小学校新学習指導要領及び平成 24 年度（2012 年度）の中学校新学習指導要領の全面実施に向け、各校における校内研修会の充実を図り、教職員の指導力を向上させる。
- ・ 「言語・数理運用科」の研修を継続実施することにより、他の教科において思考力・判断力・表現力の育成をより意識した指導の充実を図る。
- ・ 各校への指導主事の訪問指導の回数を確保することにより、「ひろしま型カリキュラム」の実施状況を継続的に把握し、具体的な指導・助言を行う。
- ・ 全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の調査結果を踏まえた P D C A サイクルによる学校改善の取組について、校長、教務主任への指導を徹底し、その一層の充実を図る。
- ・ 学力向上に重点的に取り組む学校として、授業改善推進校を小、中学校合わせて 37 校指定し、大学教授等を招へいして、授業改善のための実践研究等を実施するなど、学力向上の取組の一層の充実を図る。

取組２ 少人数教育の推進

第１ 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

児童生徒に基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、一人一人の個性や能力を伸ばす教育を充実させるために、平成 13 年度（2001 年度）から少人数指導を段階的に導入してきた。

さらに少人数教育の推進を図るため、平成 19 年（2007 年）8 月、小学校 1 年生から中学校 1 年生に 35 人学級を順次導入することなどを内容とする「少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）」の最終まとめを行った。

平成 20 年度（2008 年度）は、次の具体的な取組を行った。

(1) 少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）の実施

小学校 1～3 年生、中学校 1 年生

児童生徒数が学級平均 35 人を超える学級が 2 以上の学年に教諭 1 名を加配し、学級数を増やした。また、小学校については、1 学級の場合はその学年に非常勤講師 1 名を加配し、ティームティーチングを実施した。

(2) 少人数指導等の実施

ア 小学校 4 年生

児童数が学級平均 35 人を超える学校に市費で非常勤講師を配置し、算数の授業において少人数指導を継続して行った。

イ 中学校 1 年生

生徒数が 30 人を超える学級の場合に、県費措置に加え、市費で非常勤講師を配置し、国語・数学・英語において 1 学級 2 展開又はティームティーチングによる少人数指導を継続して行った。

ウ 中学校 2・3 年生

生徒数が学級平均 30 人を超える学校で、国語・数学・英語の授業において習熟度別指導を継続して行った。

第２ 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）の実施

小学校 4 年生に拡充した。

(2) 少人数指導等の実施

中学校については、引き続き少人数指導等を実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）の推進	35 人以下の学級の実施学年	小学校 1～4 年生及び中学校 1 年生で実施	小学校 1～4 年生及び中学校 1 年生で実施	達成

少人数指導等の実施	「基礎・基本」定着状況調査の正答率 60%以上の児童生徒の割合	80% (80%)	74.5% (72.1%)	おおむね達成
-----------	---------------------------------	--------------	------------------	--------

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 「少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）」に基づき、小学校 1 年生から小学校 4 年生及び中学校 1 年生の各学年に 35 人以下の学級を導入できた。
- ・ 35 人以下の少人数学級を拡大実施していく上で、優秀な教員の確保と育成に一層努める必要がある。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査に関する目標は、十分に達成できなかったことから、学力向上に係る他の施策と合わせ、原因の分析及び対応策の検討が必要である。

第 4 課題への対応

- ・ 県内では、これまで 1 会場 1 回のみであった採用試験の説明会を、開催場所や回数を拡大するとともに、県外の訪問地域を拡大し、多くの大学で説明会を実施する。
- ・ 教員の採用に当たり、筆記と面接による試験を実施し、総合的な観点から人物を見極めることにより、資質能力の高い教員を確保するとともに、少人数学級のメリットを生かした授業を行うため、臨時的任用教諭を含む教員研修の内容を工夫し、研修の充実を図る。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査の目標が十分に達成できなかった原因については、学力向上に係る他の施策と合わせ、引き続き分析を進め、少人数を生かした教育指導の工夫改善を実践していく。

取組 3 基本的生活習慣の確立

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

平成 14 年度（2002 年度）から実施している「基礎・基本」定着状況調査によると、毎日朝食をとることや早寝・早起きをするなどの基本的な生活習慣を身に付けることが学力の定着により影響を及ぼしていることがうかがえる。

こうしたことから、学校においては、家庭に積極的に働きかけることにより、家庭の理解と協力を得て、基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進してきた。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

子どもの生活習慣確立支援事業の実施

ア 啓発用広報紙の作成・配布

幼稚園、小学校及び中学校の全保護者を対象に、広報紙を作成・配布し、幼稚園や小・中学校が行う家庭への働きかけを支援することにより、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定

着について啓発を図った。

イ 「生活リズムカレンダー」の作成

「生活リズムカレンダー」（幼稚園用、小学校用、中学校用）を活用し、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
子どもの生活習慣確立支援事業	毎日朝食をとる児童生徒の割合	* 98.4% (96.9%)	96.3% (94.6%)	おおむね達成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

* 平成 22 年度（2010 年度）に 100%になるように、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動を推進し、保護者向けの広報紙の配布による家庭への啓発をするとともに、全校一斉生活リズムカレンダー週間を 10 月に実施することができた。
- ・ 「毎日朝食をとる児童生徒の割合」に関する目標は、おおむね達成されているが、今後とも学校と家庭の連携を更に強め、家庭の理解と協力を得られるようにする必要がある。

第 4 課題への対応

今後とも、家庭への働きかけを積極的に行い、家庭の理解と協力を得ることが大切であり、基本的な生活習慣の確立に向けた保護者向けの啓発用リーフレットを作成・配布するとともに、10 月の強化月間における取組の継続実施など、保護者への取組を一層推進する。

1 学校教育の充実

(1) 個性を生かし、豊かな心とたくましく生きる力を育成する教育の推進

イ 豊かな人間性の育成を目指した教育の推進

取組4 幼・保・小連携の推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

近年の少子化・核家族化等の社会情勢の変化を背景に、就学前教育・保育を取り巻く状況は大きく変わりつつあり、長時間保育や一時保育、就学前教育・保育の質的向上、子育て支援の充実等の課題が生じている。

こうした中、平成17年（2005年）3月に「幼稚園と保育園のよりよい連携のあり方検討委員会」の検討結果を取りまとめるとともに、平成18年度（2006年度）には幼稚園・保育園と小学校が連携して年間指導計画の作成や指導の在り方等について実践研究を行う「幼・保・小連携推進事業」を34小学校区で、平成19年度（2007年度）は70小学校区、平成20年度（2008年度）は全140小学校区で実施してきた。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 「就学前教育・保育プログラム」の推進

平成20年（2008年）5月に策定した、コミュニケーション能力の向上、基本的な生活習慣の定着を主な目的とした「就学前教育・保育プログラム」を全27園で実施した。また、実践研究園（3園）を指定し、本プログラムを活用した幼保連携の在り方について実践研究を進めた。

(2) 幼・保・小連携推進事業の実施

140小学校区において幼稚園・保育園・小学校の教員等で構成する連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業等を実施した。また、小学校の教職員が幼稚園を訪問し、保育観察する「幼稚園に行こう週間」を実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「就学前教育・保育プログラム」の推進	就学前教育・保育プログラムの実施園数	27園	27園	達成
幼・保・小連携推進事業	小学校区ごとの幼稚園・保育園・小学校合同の研修会や交流授業の実施回数	6回 (6回)	6回 (6回)	達成

〔参考〕（ ）書きは、平成20年度（2008年度）における目標数値及びその実績

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 全市立幼稚園において、本市独自の「就学前教育・保育プログラム」を実施することができた。
- ・ 各小学校区内にある幼稚園（公立・私立）、保育園（公立・私立）と小学校の連携推進委員から成る小学校区連携推進委員会を設置し、幼稚園・保育園と小学校が連携して年間指導計画の作成のあり方や就学前教育から小学校教育へのスムーズな移行を図るための指導のあり方等について全小学校区で実践研究を進めることができた。

第4 課題への対応

「就学前教育・保育プログラム」の普及に向けた研修会・講演会を開催するとともに、小学校の教職員が幼稚園を訪問し、保育観察する「幼稚園に行こう週間」を全小学校区で実施するなど、就学前教育・保育から小学校教育への円滑な移行を図る取組を一層推進する。

取組5 文化芸術教育の充実

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

児童生徒が心豊かに楽しい学校生活を送ることができるようにするためには、豊かな情操や感性を育むことが大切である。

このため、児童生徒が優れた演劇や音楽などに直接触れたり、自ら発表したりする場を設けるなど、学校における文化芸術教育の一層の充実を図ってきた。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 中学校演劇鑑賞推進事業の実施

心に残る感動体験を通して、生徒の豊かな感性と創造力をはぐくむため、優れた演劇を直接鑑賞する機会を提供した。

(2) 小・中・高校生による文化の祭典の開催

文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図るため、小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を開催した。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

生徒の多様なニーズに応じた文化部活動等の活性化を図るため、地域人材の活用を行った。

(4) 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うため、伝統文化に関する教育について、リーダー的な役割を果たす推進校を4校指定し、専門家を招へいして体験授業を実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
中学校演劇鑑賞推進事業	今後、演劇を鑑賞したいと思う生徒の割合	*1 85% (85%)	88.3% (84.9%)	達成
小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）に参加した児童の割合	*2 9% (8%)	8.8% (8.7%)	おおむね達成
小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）に参加した生徒の割合	*2 17.2% (16.2%)	11.6% (12.5%)	未達成
小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）に参加した生徒の割合	*2 19.2% (18.6%)	19.6% (20.6%)	達成
中学校文化部活動活性化支援事業	文化部活動への加入率	*3 24.6% (24.3%)	22.0% (21.9%)	おおむね達成
伝統文化に関する教育の推進事業	伝統文化に関する教育の推進校数	4校	4校	達成

〔参考〕（ ）書きは、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値及びその実績

*1 これまでの実績を基に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

*2 これまでの実績を基に毎年 1 ポイント（高等学校の部は、0.6 ポイント）ずつ増加させることを目標に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

*3 平成 22 年度（2010 年度）に 25%になるように、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 中学校演劇鑑賞推進事業については、アステールプラザ大ホールにおいて、演劇鑑賞を実施し、中学校 1 年生約 2,000 名が参加した。
- ・ 小・中・高校生による文化の祭典については、合同開会式、各校種の文化芸術活動の紹介を行う「オープニングイベント」（会場：シャレオ中央広場）等を開催し、文化芸術に関する日頃の学習の成果を発表した。
中学校の部については、参加校が減少している部門があり、開催時期や運営方法等の改善を図るなど、生徒が参加しやすい環境づくりが課題である。
- ・ 中学校文化部活動活性化支援事業については、中学校 61 校において、文化芸術に造詣が深く指導力の優れた地域の人材を指導者として招へいした。「文化部活動の加入率」は、年々増加しているものの、今後も生徒の加入を促す取組の一層の充実を図る必要がある。

- ・ 伝統文化に関する教育の推進事業については、推進校4校（中学校）を指定し、能、鼓、三味線などの伝統文化の専門家を派遣し、ワークショップなど体験型の学習を実施した。今後は、推進校における取組や成果を全市立中学校へ普及する方法について検討する必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 小・中・高校生による文化の祭典については、各学校の特色ある文化芸術に関する取組の質的な向上を図るために実施している「1校1文化芸術」を推進することにより、各学校における文化芸術教育の充実を図るとともに、開催時期や運営方法等の改善を図るなど文化の祭典に参加しやすい環境づくりを検討する。
- ・ 中学校文化部活動活性化支援事業については、各中学校における外部人材の活動状況を確認・把握するとともに、指導者と学校との連携のあり方について指導・助言を行うことにより、文化部活動の一層の活性化を図る。
- ・ 伝統文化に関する教育の推進事業については、「伝統文化に関する教育アドバイザー会議」を設置し、学校における伝統文化に関する教育の充実を図る。

取組6 規範性をはぐくむ教育の推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

大学関係者及び小中学校関係者から構成する教材開発委員会を設置し、規範性をはぐくむための教材・活動プログラムを検討し「第一次とりまとめ」を策定するとともに、道德教育担当者を対象として研修会を開催したりするなど、教員の指導力向上を図る取組を進めてきた。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 教材・活動プログラムの開発

平成20年度末に開発した「第一次とりまとめ」の改善・充実を図ることを目的として、教材開発委員会を開催し、教材開発協力校における実践研究の成果等を踏まえ、「最終とりまとめ」を策定した。

(2) 道德の授業力パワーアップ研修の実施

各小中学校の道德教育担当者を対象に、教材・活動プログラムの内容や指導方法等を学び、自校の道德教育の実践に生かすことができるよう公開授業を開催するとともに、大学関係者による研修会を開催した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教材・活動プログラムの開発	教材や活動プログラムの開発・作成時期	平成22年 (2010年)3月	平成22年 (2010年)3月	達成
道德の授業力パワーアップ研修の実施	道德の授業力パワーアップ研修の実施回数	12回	12回	達成

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 試行的に実施した学校において、児童生徒約 3,000 人を対象に意識実態調査を実施し、きまりを守る態度と理由に関する項目では、「きまりを守る態度が向上した。」「主体性や責任の意識が向上した。」、また、きまりを守ることを社会的責任として捉える意識に関する項目では、「他者への配慮や思いやりの意識が向上した。」など、児童生徒の肯定的な行動や意識の変容がうかがわれた。
- ・ 研修会へ参加した教員一人一人が、実践的指導力を身に付けるとともに、教材・活動プログラムについて学んだことを自校の取組に還元しようとする姿勢が見られた。
- ・ 今後、教材・活動プログラムについて、全小中学校に対して普及・啓発を図るとともに、引き続き、教員の道德の授業力の向上を図る取組を推進していく必要がある。

第4 課題への対応

全小中学校における教材・活動プログラムの実施に向けて、小中学校各 9 校を「規範性をはぐくむ教育リーディング校」として指定し、授業公開等を通して、教材・活動プログラムの成果等を広く公開するとともに、全小中学校の教員がその内容や指導方法等を学ぶ研修会を開催するなど、普及・啓発に向けた取組を実施する。

取組7 青少年支援メンター制度の推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

生活習慣の確立や学力の向上を図るとともに、子どもの精神的・人間的成長を促すことを目的に、子どもの発達段階、家庭状況などに応じて、人生経験の豊富な大人（メンター）が1対1の関係で交流し、子どもを支援する「青少年支援メンター制度」（※）を平成17年度（2005年度）から本格的に実施してきた。

平成20年度（2008年度）は、39組が交流を開始し、平成19年度（2007年度）から継続している42組と合わせ、81組が交流を行った。

※「青少年支援メンター制度」

「メンター」という言葉は、ギリシャのホメロスの叙事詩『オデュッセイア』の主人公オデュッセウス王が息子の教育を託す人物として選んだ老賢人「メントール」という男性の名前に由来している。「メンター制度」は、アメリカでは、企業の人材育成をはじめ、教育の分野でも導入され、約100年の歴史を持つ制度であるが、日本では、平成16年（2004年）1月から、自治体で初めて本市が導入し、現在、「青少年支援メンター制度」として、学習意欲や積極性の向上、不登校の改善など、子どもの成長に効果を上げている。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 多様なメンターの確保

メンターと子どもの交流がより効果的に行われるよう、大学や関係機関、ボランティア団体などと連携を図り、多様なメンターの確保に努め、平成22年度（2010年度）中に登録者が平成18年度（2006年度）の2倍の200名を超えるよう、その拡大を図った。

(2) 利用者の拡大

平成 21 年度（2008 年度）は 100 名以上の子どもたちが交流するよう利用の拡大を図った。
また、暴走族予備軍など問題を起こす可能性のある青少年やひきこもり状態にある青少年等への制度の紹介を行った。

(3) 広報・啓発活動の推進

(1)、(2)の実現を図るため、利用者説明会の開催、保護者・小中学校教諭・関係機関などへの制度説明など、積極的に制度の広報・啓発活動を行った。

(4) メンター相互の連携と資質及び能力の向上

メンターだよりの発行や研修会の実施などにより、メンター相互の連携と情報の共有化を進めるとともに、資質及び能力の向上を図った。

(5) 多様な交流の場や機会の確保

メンターが子どもの自宅外でも交流できるよう、公民館や学校、スポーツセンター等、交流の場や機会についての情報提供を進めるとともに、交流行事を開催した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
青少年支援メンター制度の推進	メンター制度の交流組数	* 100 組 (80 組)	103 組 (81 組)	達成

〔参考〕（ ）書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

* これまでの実績を基に前年度より 20 組ずつ拡大していくことを目標に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

本格実施 5 年目を終え、数値目標は達成できたものの、メンターと利用者のマッチングに当たり、条件（地理的条件、性別、年齢、交流内容等）が一致しないことから、未交流の利用者がいる状況である。

第 4 課題への対応

本制度の一層の周知やボランティア団体・大学等との連携を図り、利用者の成長や要望に応じた支援ができるよう、多様なメンターの確保に努める。

1 学校教育の充実

(1) 個性を生かし、豊かな心とたくましく生きる力を育成する教育の推進 ウ たくましく生きるための健康や体力をはぐくむ教育の推進

取組8 体力の向上

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

体力は、活力のある生活の源であり、児童生徒が学校はもとより、家庭や地域においても運動やスポーツに親しみ自発的に体力を高める習慣と態度を養うことが大切である。

「新体力テスト」(※) 結果における児童生徒の体力は、向上傾向が見られるものの、全国平均と比べるとまだ低い状況にあり、体力を向上させる取組の充実を図ってきた。

※ [新体力テスト]

目的 児童生徒が自分の体力や運動能力に関心を持ち、より一層能力を高める努力をすること。

対象 小学校1年生から高等学校3年生までの男女児童生徒

項目 「握力」、「上体起こし」、「長座体前屈」、「反復横とび」、「立ち幅跳び」、「50m走」、「ソフトボール投げ（小学校）・ハンドボール投げ（中学校）」、「20mシャトルラン又は持久走」

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 体力づくりジャンプアップ事業の実施

ア 1校1体力づくり事業の推進

年間を通じて、学期ごとや月別に目標を設定した体力づくりの取組を、全小学校で実施した。また、小学校4年生以上に「体力アップハンドブック」を配布し、日々の運動を記録させるとともに、運動の記録（貯筋（ちょきん）通帳）が、10,000点を超えた児童に努力賞を授与し、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにした。

イ 「新体力テスト」の実施

小・中・高等学校の全児童生徒を対象に「新体力テスト」を実施し、結果の公表を行った。

ウ 「体力アップ認定証」及び「体力優秀賞」の交付

「新体力テスト」の合計得点が前年度より7点以上アップした児童に「体力アップ認定証」を、また、全テスト項目の平均が全国平均を上回った小・中学校の児童生徒に「体力優秀賞」を交付した。

エ 教員の指導力の向上

小学校の体育の授業を充実させるとともに、体力向上の取組のより一層の推進を図るため、研修会を2回、また、講習会を1回開催した。

オ 啓発用リーフレットの作成

小学生保護者を対象に配布し、家庭や地域での運動やスポーツ活動時間を増やすよう啓発活動に努めた。

(2) 中学校運動部活動活性化支援事業の実施

生徒の多様なスポーツニーズに応じた活動を保障するとともに、運動部活動の活性化を図るため、平成 17 年度（2005 年度）に設置した「広島市立学校スポーツ活動支援人材バンク」（専門的技術・指導力を備えた地域のスポーツ経験者を指導者として登録し、小学校の体育、中学校の運動部活動の支援を行うための人材バンク）を活用するなど、広島市立中学校の運動部活動に、専門的技術指導力を備えた地域のスポーツ経験者 64 名（原則 1 校 1 名）を招へいした。

(3) 子どもの体力向上支援事業の実施

文部科学省の委託を受け、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から得られた課題を踏まえ、運動プログラム（授業前運動プログラムを含む）の開発などの具体的な取組の検討を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
体力づくりジャンプアップ事業	体力アップ認定証の交付数の割合	* 33% (22%)	33.5% (30.6%)	達成
「新体力テスト」の実施	本市の平均値が全国の平均値以上になった項目数の割合	50% (50%)	34.8% (33.3%)	未達成
中学校運動部活動活性化支援事業	運動部活動の加入率	* 69.2% (68.4%)	69.0% (67.9%)	おおむね達成
子どもの体力向上支援事業	授業前運動プログラムの開発期限	平成 21 年 10 月	平成 22 年 2 月	おおむね達成

〔参考〕（ ）書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

* これまでの実績等を基に、体力づくりジャンプアップ事業にあっては毎年 11 ポイント、中学校運動部活動活性化支援事業にあっては毎年 0.8 ポイントずつ増加させることを目標に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 体力づくりジャンプアップ事業において、「体力アップハンドブック」の配付や各学校における「一校一体力づくり事業」を通して、「体力アップ認定証の交付数の割合」は目標数値を超え、児童が自らの体力に関心を持ち、体力向上への意欲の高揚を図ることができた。
- ・ 「新体力テスト」結果における本市の児童生徒の体力は、年々向上しているものの、全国平均と比べると低い状況にあり、体力を向上させる取組のより一層の充実を図る必要がある。
- ・ 中学校における運動部活動加入者は、平成 20 年度（2008 年度）に引き続き、平成 21 年度（2009 年度）も上昇した。今後も、運動部活動のより一層の充実、活性化を図る必要がある。
- ・ 広島市の児童生徒の実態に即した運動プログラムを普及するとともに、授業前における活用方法について検証する必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 体力づくりジャンプアップ事業において、「体力アップハンドブック」を配付し、継続的な取組の促進を図る。「啓発用リーフレット」を配付し、家庭の理解と協力を得るよう働きかける。また、体力づくりの気運を高める「体力づくり標語」の募集を行うなど、より一層、体力向上の意欲の高揚を図る。
- ・ 地域のスポーツ経験者を指導者として各学校に派遣するなどして、運動部活動のより一層の充実・活性化を推進する。

平成21年度（2009年度）に作成した「運動プログラム」を全小・中学校へ普及するとともに、モデル校において、授業前運動プログラムの活用方法について検証する。

取組9 食育の推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

昨今、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じている。

食育は、あらゆる世代の市民に必要なものであるが、とりわけ子どもたちには、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいくため、食育の推進が求められている。

こうした状況の中、平成17年（2005年）7月に食育基本法（平成17年法律第63号）が施行され、これを受けて国においては平成18年（2006年）3月に「食育推進基本計画」を策定した。本市においても、平成19年（2007年）7月に「広島市食育推進会議」を設置し、健全な食生活を実践する市民を増やすことを目標に、平成20年（2008年）3月に「広島市食育推進計画」を策定した。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

「広島市食育推進計画」に盛り込んだ食育推進プログラムの実施を推進した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
食育推進計画の実施	食育推進プログラムの事業実施率	食育推進計画に取りまとめた120件の食育推進プログラムについて、117件〈98%〉の事業を実施する。（114件〈95%〉）	118件 〈98%〉 （116件 〈97%〉）	達成

〔参考〕 （ ）書きは、平成20年度（2008年度）における目標数値及びその実績

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 目標どおり、食育推進プログラムを実施した。
- ・ 食育は、健康、子どもの健全育成、食の安全、食料問題など、幅広い分野にかかわる問題

であることから、関係局・課との情報の交換や共有が必要不可欠であり、相互の連絡調整を密にする必要がある。

- ・ この計画の各事業は、行政だけでなく、教育・保育等関係者、医療・保健関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者などの多様な主体が実施主体となっており、より事業効果を高めるためには各主体がより連携を密にし、各事業を「点から線へ、線から面へ」と拡大できるよう調整を図ることが課題である。

第4 課題への対応

- ・ 関係局・課との連携を密にするため、関係局長会議及び作業部会を随時、開催する。
- ・ 食育推進プログラムを実施するに当たり、教育・保育等関係者、医療・保健関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など多様な主体と協働した取組を一層進める。特に重点プログラムの一つである「ひろしま食育ネットワーク事業」は、各実施主体間の調整に当たって有効な事業であるので、この事業を積極的に推進していく。

取組10 学校における食育の推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

近年の食生活を取り巻く社会環境の変化等に伴い、朝食の欠食、栄養バランスを欠いた食事、個食・孤食など、児童生徒の心身の健全な発達に大きな影響を与える食に起因する様々な問題が増加しており、学校給食を中心とした学校における食育の推進がますます重要となってきた。

こうした中、平成19年（2007年）3月、安全でおいしい給食推進検討委員会から、食物アレルギーがある児童生徒への対応や、衛生管理の強化、学校給食センターの献立の充実等、学校給食の充実を内容とする提言を受け、平成19年度（2007年度）にこの提言の内容を推進するための具体的な計画を策定した。

また、平成16年度（2004年度）から南区の小学校において国のモデル事業を実践する中で、給食指導と各教科指導の指導内容の充実を図るとともに、学校内の食育指導体制の確立、家庭・地域との連携強化を図り、学校における食育の推進に努めてきた。平成19年度（2007年度）と平成20年度（2008年度）においては、それらの成果と課題を踏まえ、中学校区における食育の推進、学校栄養職員未配置校における食育の推進等について実践研究を行った。

また、健全な食生活を実践する市民を増やすことを目標に、平成20年（2008年）3月に策定した「広島市食育推進計画」においても「学校における食育の推進」が位置付けられた。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 教職員研修の充実

食育推進担当者研修を2回、校長リーダーシップ研修を1回、養護教諭・栄養教諭等の合同研修を1回行った。

(2) 食に関する指導内容の充実

小学校、中学校において食に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成し、計画的に学校教育活動全体を通じて食に関する指導に取り組んだ。

(3) 安全でおいしい給食の推進

「安全でおいしい給食推進検討委員会」の報告を受けて、平成 19 年度（2007 年度）に策定した具体的な計画に基づき、食物アレルギーがある児童生徒への対応、衛生管理の強化、学校給食センターの献立の充実等の課題に対応するため、施設・備品等の整備を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教職員研修の充実	研修の回数	4 回（5 回）	4 回（5 回）	達 成
食に関する指導内容の充実	食に関する指導全体計画、年間指導計画を作成した小学校及び中学校の割合	小中学校 100% （小学校 100%）	全体計画 86.8% （92.2%） 年間指導計画 82.8% （88.7%）	おおむね 達 成
安全でおいしい給食の推進	アレルギー、ドライ運用に対応した備品、施設の整備	114 施設 〈113 校・1 センター〉 （119 施設 〈117 校・2 センター〉）	114 施設 〈113 校・1 センター〉 （120 施設 〈117 校・3 センター〉）	達 成

〔参考〕 （ ）書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 教職員研修の充実については、目標どおり達成できた。
- ・ 食に関する指導内容の充実に関する目標は、おおむね達成できたものの、引き続き学校に対して啓発していく必要がある。
- ・ これまでの食育推進モデル事業の成果を、全市に普及・拡大させる必要がある。
- ・ 自校調理校における給食実施体制については、当面の方針決定を行ったが、学校給食センターの委託及び統合・建替については、引き続き検討する必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 食育推進モデル事業の成果を全市の小・中学校へ拡大するため、継続的な啓発活動を実施する。
- ・ 学校給食センターのうち、特に老朽化が進んでいる佐伯区内の学校給食センターについては、施設の改修に要する経費を考慮しながら、統合・建替を含む再編整備について引き続き検討を行う。

1 学校教育の充実

(1) 個性を生かし、豊かな心とたくましく生きる力を育成する教育の推進 エ 障害のある子どもたちの障害等に配慮した教育

取組 1 1 特別支援教育の推進

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

平成 15 年（2003 年）3 月の広島市特別支援教育基本構想策定委員会からの提言を踏まえ、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、発達障害のある幼児児童生徒へきめ細かに対応する必要がある。

そこで、平成 15・16 年度（2003・2004 年度）に特別支援教育推進モデル事業を実施し、続いて平成 17 年度（2005 年度）から 3 年間特別支援教育体制推進事業として本格実施してきた。

平成 20 年度（2008 年度）からは、その成果と課題を踏まえ、より一層の充実を図るため、特別支援教育体制充実事業を実施し、巡回相談指導等を行うとともに、特に緊急に支援の必要な学校に、学校生活の支援及び介助を行うため特別支援教育アシスタントを配置し、校内の支援体制の確立に努めている。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 特別支援教育体制充実事業の実施

ア 専門家チームによる巡回相談指導の実施

指導の充実を図るため専門家チームを構成し、幼稚園・学校へ巡回相談指導を行った。

イ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催

特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して必要な知識と実践力、指導力の育成を図るため、研修会を 5 月、7 月、8 月、11 月、1 月の計 5 回開催した。

ウ 理解・啓発のための講演会の開催と指導資料の作成・配布

講演会の開催及び指導資料の作成・配布により、発達障害のある幼児児童生徒についての理解・啓発を図った。

エ 個別の指導計画の作成・活用

適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画の作成・活用を促進した。

オ 特別支援教育体制充実検討会議の開催

該当する幼児児童生徒への総合的な支援体制について検討するため、特別支援教育体制充実検討会議を 7 月、3 月の 2 回開催した。

(2) 特別支援教育アシスタント事業の実施

小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由や発達障害のある児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
特別支援教育体制充実事業	申請のあったすべての幼稚園・学校に対して10月までに巡回相談指導を行った割合	100% (100%)	100% (100%)	達成
特別支援教育アシスタント事業	特別支援教育アシスタントの配置人数	* 274人 (249人)	274人 (249人)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成20年度(2008年度)における目標数値及びその実績

* 巡回相談指導等の結果から得た必要人数を基に、平成21年度(2009年度)の目標数値を定めた。

第3 実施状況に関する評価・課題

- 申請のあったすべての幼稚園・学校に対し、巡回相談指導を早期に行うとともに、緊要な課題のある幼児児童生徒に対しては複数回実施することができた。また、特別支援教育コーディネーター研修会、理解・啓発のための講演会等を開催するなど、特別支援教育の充実を図ることができた。

今後は、発達障害のある幼児児童生徒に対する一層の指導内容等の充実を図るため、在籍するすべての園・学校において個別の指導計画に基づいた指導を行う必要がある。また、高等学校における特別支援教育を推進することが必要である。

- 小・中学校における特別支援教育アシスタントについては予定数を配置したが、今後とも支援を必要とする児童生徒数に応じた適切な配置が必要である。

第4 課題への対応

- 適切な指導や必要な支援を行うため、発達障害のある幼児児童生徒が在籍するすべての園・学校において、個別の指導計画に基づいた指導を行う。また、小・中学校に加え高等学校に推進校を設け、実践的指導力の向上を図るなど、校内支援体制の充実に努める。
- 肢体不自由や発達障害のある児童生徒に対して学校生活における支援及び介助を行うため、引き続き特別支援教育アシスタントを適切に配置する。

1 学校教育の充実

(2) 社会の変化に対応する特色ある学校教育の推進

取組12 平和教育の推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

子どもたちの平和意識の低下が懸念される中、子どもたちに被爆体験を確かに継承し、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成することが喫緊の課題である。

こうしたことから、各学校において、本市教育委員会が作成・配布した平和教育の指導資料を活用して、平和についての自らの意見・提言を発表する活動や、被爆体験を聴く会及び平和を考える集い等の開催などに取り組み、平和教育の充実を図ってきた。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) こどもピースサミットの実施

小学生の平和についての意識を高めるため、「こどもピースサミット」への意見作文の応募者数の拡大に向けた取組を行った。

(2) 中・高校生によるヒロシマの継承と発信の実施

中・高校生の世界恒久平和実現に貢献する意欲や態度を育成するため、「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」への応募グループ数の拡大に向けた取組を行った。

(3) 「平和への誓い」アクションプログラムの実施

平和交流会やテレビ会議を開催し、平和メッセージを発信するなど、「平和への誓い」を具体化する取組を行った。

(4) 平和を考える集い等の開催

市立学校において、8月6日の平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

(5) 被爆体験を聴く会等の開催

市立学校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聴く会等を開催した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
こどもピースサミット	「こどもピースサミット」へ作品を応募した児童の割合	*1 73% (66%)	81% (81%)	達成
中・高校生によるヒロシマの継承と発信	「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」への応募グループ数	*2 17グループ (14グループ)	8グループ (11グループ)	未達成
「平和への誓い」アクションプログラムの実施	海外・県外の学校と平和交流を実施した校数	*3 26校	34校	達成

平和を考える集い等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で平和を考える集い等を開催	205 校 (205 校)	205 校 (205 校)	達 成
被爆体験を聴く会等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で被爆体験を聴く会等を開催	205 校 (205 校)	192 校 (195 校)	おおむね 達 成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

- *1 これまでの実績を基に毎年 7 ポイントずつ増加させることを目標に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。
- *2 これまでの実績を基に平成 22 年度（2010 年度）に 20 グループとなるよう、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。
- *3 これまでの実績を基に平成 22 年度（2010 年度）に 28 校となるよう、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ こどもピースサミットへの作品応募数の増加や海外・県外の学校と平和交流を実施した校数が目標数値を超えるなど、平和について自主的、実践的な取組を行う児童生徒や学校が増えている。
- ・ 全校において平和を考える集い等が実施されるなど、各学校における平和教育の取組が充実してきている。
- ・ 被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっている。
- ・ 「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」については、平和を希求する生徒の意識が高まるなど一定の成果をあげており、今後、こうした取組をより一層広く発信していく必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聴く会の全校実施に向け、開催趣旨等の周知に引き続き取り組む。
- ・ 中・高校生によるヒロシマの継承と発信など平和メッセージを発信する取組の充実に向け、校長会等において、こうした取組の早期の周知に努める。
- ・ 「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」を平和施策クロスセクション関係部局等が実施する「ひろしま子ども平和議会」の中に位置づけ、広島市内外の市民に広く発信していく。

取組 1 3 環境教育の推進

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

今日の環境問題は、地球温暖化や都市・生活型公害など、我々の日常生活や社会経済システムに深くかかわっており、こうした問題に対処していくためには、事業者、市民、行政といったすべての主体が、環境に配慮した行動をとっていくことが必要である。

本市の教育行政分野においても、自然の美しさに感動し、ふるさとを愛する心を基盤に、環境問題に関心を持ち、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成することを目的として、各学校における教育活動全体の中で、環境教育に取り組んでいる。

具体的な取組としては、体験活動を重視し、自然とのふれあい活動や地域の美化・清掃活動、

学校におけるごみの分別・リサイクル活動や学校給食によるごみの量の削減、グリーンマーク集めによる緑化推進活動などの多様な取組を行っている。また、環境局や各種団体等との連携を図り、夏休みこどもエコチャレンジ事業や牛乳パックリサイクルなどの環境関連事業に参加している。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 環境教育に係る指導計画等の作成

各小・中・高等学校、広島特別支援学校において、環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成するとともに、環境教育実践事例集等を作成した。

(2) 壁面緑化・雨水タンクの設置

新たに市立の小学校3校に雨水タンクを設置し、この3校と昨年度から継続している小学校1校の計4校で壁面緑化に取り組み、児童や来校する市民に環境問題が身近なものとしてとらえられるとともに、生きた環境教育の教材として活用した。

・ 壁面緑化の実施

新規に実施した小学校3校では、児童とともにノアサガオ（オーシャンブルー）を植え、育成し、普通教室を中心に壁面を緑化した。この3校と継続して実施している1校の計4校で、緑化した教室とそうでない教室の温度差等を計測・データとする（実績1～3度の低減）

・ 雨水タンクの設置 500ℓ／校

壁面緑化に使用するノアサガオ（オーシャンブルー）への散水に利用

(3) 学校給食牛乳パックのリサイクルの推進

実施校の取組状況と成果を全小・中学校に紹介するなど環境教育の重要性について学校への啓発を行い、実施校の増加に努めた。

(4) 学校給食における地場産物の使用割合の増加

学校給食の米についてはすべて県内産、野菜・果物については可能な限り県内産を使用するとともに、毎月2回「地場産物の日」を実施した。

(5) 学校給食によるごみの量の減量

学校給食が生きた教材となるよう献立内容を充実するとともに、学校給食指導に活用する指導資料集を作成配付し、学校給食指導の充実に取り組み、食べ残しによるごみの量の削減に努めた。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
環境教育に係る指導計画等の作成	平成21年度（2009年度）3月末までに環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成した小・中・高校、広島特別支援学校の割合	100%	100%	達成

壁面緑化・雨水タンクの設置	年間計画校数に対する実施率	100%	100%	達成
学校給食牛乳パックのリサイクルの推進	実施校の増加の割合	*1 15% (10%)	21.4% (11.9%)	達成
学校給食における地場産物の使用割合の増加	学校給食における地場産物の使用割合	*2 25% (20%)	24.0% (23.9%)	おおむね 達成
学校給食によるごみの量の削減	センター調理方式と民間調理委託方式の残食率の減少率	*3 15% (10%)	センター小 22.1% 中 14.7% 民間調理 21.1% センター小 19.1% 中 4.6% 民間調理 6.5%	おおむね 達成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

*1 平成 22 年度（2010 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）から 20%増加するように、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

*2 平成 22 年度（2010 年度）までに 30%以上となるように、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

*3 平成 22 年度（2010 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）から 20%減少するように、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成することにより、学年ごとに各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における環境に関する指導の内容を抽出・整理することができ、計画的・系統的な指導を行うことなど、より一層の充実を図ることができた。
- ・ 壁面緑化は、教室温度の低減に一定の効果があり、児童の環境教育への興味・関心を高め、学校の教育活動に生かされた。
- ・ 今後、壁面緑化・雨水タンクの設置事業費の縮減策を検証し、実施校数を拡大していきたい。
- ・ 学校給食牛乳パックのリサイクルの推進及び学校給食における地場産物の使用割合の増加については、目標どおり達成できた。
- ・ 児童生徒の環境に対する意識を高める必要がある。
- ・ 「地場産物の日」をより一層拡充する必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 環境学習で学習したことを、主体的に生活の中に取り入れていく実践力の向上を図るため、生活と関連させた環境学習の充実を図る。
- ・ 児童生徒の環境に対する意識を高めるため、学校給食指導の資料に牛乳パックリサイクルの実践事例を盛り込み、指導に活用する。
- ・ 自校調理単独での独自献立や複数校を単位とするグループ献立を拡充実施する。
- ・ 食に関する指導等の機会をとらえ、食事の重要性について周知することにより、残食率の低下を目指す。

取組 1 4 教育の情報化の推進

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

本市では、平成 20 年度（2008 年度）に文部科学省から「教育情報化総合支援モデル事業」の委託を受け、3 年間（平成 20 年度（2008 年度）～平成 22 年度（2010 年度））の計画で、情報機器を活用した学習指導、デジタル教材の作成及び教育の情報化を推進するためのサポート体制等に関する実践研究を行った。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 教員の情報活用能力の向上等

ア モデル校（21 校）における情報機器を活用した授業づくりの実践研究

- ・ ICT 支援員を派遣し、情報機器の活用に関して、個々の教員に応じたきめ細かな支援を行った。
- ・ ICT 支援員の支援による情報機器を活用した授業づくりについて実践研究を行った。

イ 学校情報化推進体制の構築

- ・ モデル校における情報化の統括責任者（学校 CIO）及び補佐官を設置した。
- ・ 学校 CIO 等が自校の情報化ビジョンを構築するための専門的な研究者等を講師とする研修会を開催した。

(2) 授業づくりのための ICT 環境整備

ア 「わかる授業づくり」のための効果的な機器整備や教員にとって使いやすい機器等の検証

- ・ 幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の全普通教室に、50 インチデジタルテレビ及び教育用コンピュータを各 1 台整備するとともに、全小・中学校に電子黒板機能付きデジタルテレビを 1 台整備した。また、教職員 1 人 1 台となるよう校務用コンピュータを整備するとともに、大規模校にはクラス用コンピュータ 40 台を整備した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教育情報化総合支援モデル事業	コンピュータを活用して指導できる教員の割合	＊ 86.7% (80.7%)	82.4 % (71.9%)	おおむね 達成

授業づくりのための ICT 環境整備	教職員に 1 人 1 台パ ソコンを整備する割 合	* 91.2%	100%	達 成
-----------------------	---------------------------------	------------	------	-----

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

* 平成 22 年度（2010 年度）にコンピュータを活用して指導できる教員の割合が 93.3%に、広島市の教員 1 人 1 台のコンピュータ整備率は 100%になるように、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ モデル校における実践研究に当たり、広島市周辺の大学生等 30 名が、ICT 支援員として、10 月 15 日から 3 月末まで支援を行ったが、校務に係る支援の割合が大きくなった。今後は、授業づくりに係る支援の割合を高める必要がある。
- ・ 学校情報化推進体制の構築については、ICT 活用の視点を学校経営計画に位置付け、学校 CIO 研修、教員研修の充実に取り組み、教員の ICT 活用指導力とともに児童生徒の情報活用能力の向上を図ることができた。
- ・ ICT 環境整備については、国の「経済危機対策」に盛り込まれた「スクールニューディール」構想により、平成 22 年度（2010 年度）の目標を前倒しで達成することができた。

第 4 課題への対応

- ・ 教員の ICT 活用指導力向上のための支援を継続して行うため、「広島県雇用創出基金事業」を活用して、学校 ICT サポート員を全校に派遣し、教員の基礎的な ICT スキルの習得・定着を図る。
- ・ 教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、教育センターや校内における ICT 研修を充実させるとともに、広島市小中学校教育研究会等との連携を図り、ICT 活用事例の共有化などを進める。
- ・ 「教育情報化総合支援モデル事業の成果（平成 20・21 年度（2008・2009 年度）文部科学省委託事業）」の成果を、情報教育担当研修会やモデル校における公開研究会などを通して全校に普及する。

取組 15 ハイスクールビジョンの推進

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

平成 18 年度（2006 年度）から、各校の代表者から成る「広島市立高校ハイスクールビジョン推進会議」を設置し、広島市立高等学校（全日制）の将来構想について検討し、平成 20 年度（2008 年度）に「広島市ハイスクールビジョン（試案）」を取りまとめた。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

校長会代表及び各校代表者から成る「広島市ハイスクールビジョン策定委員会」を設置し、有識者の意見を踏まえながら、市立高等学校（全日制）の使命と今後の在り方について検討を進め、中間取りまとめを行った。その後、市民意見を募集し、寄せられた意見を踏まえ、平成

22 年(2010 年)3 月に「広島市ハイスクールビジョン」を策定した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島市ハイスクールビジョン推進事業	広島市ハイスクールビジョンの策定時期	平成22年(2010年)3月までに「広島市ハイスクールビジョン」を策定	平成 22 年(2010 年)3 月末	達 成

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 市立高等学校の今後 10 年を見据え、市立高等学校共通の取組の推進や各校の魅力づくりの充実に向けた将来構想を明確にした。
- ・ 「広島市ハイスクールビジョン」の検討を踏まえ、広島商業高等学校においては、平成 22 年度(2010 年度)「みらい商業科」の開設に向け、学科改編を行った。
- ・ 今後、本ビジョンで示されている取組内容の着実な実施に向け、具体的な推進プログラムを作成する必要がある。

第4 課題への対応

平成 23 年(2011 年)3 月までに、市立高等学校共通の取組、学科ごとの将来構想、教育委員会の役割などの項目から構成されるハイスクールビジョン推進プログラムを策定し、今後とも魅力ある高校づくりの一層の充実を図る。

1 学校教育の充実

(3) 教育環境、教育条件の整備、充実

取組 16 学校施設の耐震化・空調設備整備の推進

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

(1) 学校施設の耐震化

耐震診断を平成 7 年度（1995 年度）に実施し始めたが、平成 10 年（1998 年）3 月に策定した「災害に強いまちづくりプラン」の中で、学校施設については、平成 16 年度（2004 年度）以降の計画とされた。

一方で、屋内運動場については、災害時の住民の避難場所としての役割を担うことから、耐震診断を平成 12 年度（2000 年度）に再開して平成 14 年度（2002 年度）ですべて終了した。平成 16 年度（2004 年度）に本市の実施計画に計上し、平成 17 年度（2005 年度）から耐震補強工事に着手した。平成 20 年度（2008 年度）末までに、対象校 46 校のうち、38 校の補強工事が完了した。

また、校舎については、平成 14 年（2002 年）7 月文部科学省の通知に基づき、平成 15 年度（2003 年度）から耐震診断未実施の棟を対象に耐震化優先度調査を実施した。これらの結果を踏まえ、耐震化が必要な 162 校について、平成 19 年度（2007 年度）、「校舎耐震化整備計画」を策定し、その中で、国の方針を踏まえ平成 27 年度（2015 年度）末までに耐震化率 90%達成、平成 30 年度（2018 年度）の耐震化完了を目標に事業を進めている。

なお、平成 20 年（2008 年）6 月の地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の改正の趣旨を踏まえ、幼稚園 27 園の園舎を耐震化の計画に盛り込むとともに、大規模な地震により倒壊等の危険性が高い園舎校舎については、平成 24 年度（2012 年度）までに耐震化を完了するよう計画を見直し取り組んでいる。

(2) 空調設備整備の推進

文部科学省が定める「学校環境衛生の基準」における教室の温度は、「夏期では 30℃以下が望ましい」とされており、「最も望ましい温度は、夏期では 25～28℃」となっている。

本市では、近年の夏期の温度が上昇していることから、平成 20 年度（2008 年度）に全小・中学校の教室の夏期の温度調査を実施した。その結果、大部分の学校で、測定した 1 週間の平均温度が最も望ましい温度の上限 28℃を上回っていたこと、また、すべての学校において、30℃を超える温度を計測した日があった。

このため、教室の良好な環境を確保するため、園舎校舎の耐震補強工事に合わせ平成 21 年度（2009 年度）から幼稚園、小中学校の保育室、普通教室等へ空調設備の整備に着手し、平成 30 年度（2018 年度）完了を目標とした整備計画を策定した。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 屋内運動場の耐震化

小学校 5 校、中学校 2 校、高等学校 1 校の耐震補強工事を実施した。これにより耐震補強

工事が必要なすべての屋内運動場の工事が完了した。

(2) 園舎校舎の耐震化

ア 小学校校舎耐震化

耐震診断、耐震補強工事立案及び耐震補強工事については計画どおり 48 校を実施した。

耐震補強工事实施設計 15 校のうち 9 校は計画どおり実施したが、残る 6 校については工法の検討等に時間を要し、年度内の着手が困難であることから、平成 22・23 年度(2010・2011 年度) に実施するよう計画変更した。また、耐震診断について、6 月補正予算において平成 22 年度以降実施予定であった全 17 校を前倒して実施した。

イ 中学校校舎耐震化

耐震診断及び耐震補強工事立案については、計画どおり 21 校を実施した。耐震補強工事实施設計 8 校のうち 2 校は計画どおり実施したが、残る 6 校については工法の検討等に時間を要し、年度内の着手が困難であることから、平成 22 年度(2010 年度) に実施するよう計画変更した。また、耐震診断について、6 月補正予算において平成 22 年度(2010 年度) 以降実施予定であった全 13 校を前倒して実施した。

ウ 高等学校校舎耐震化

計画どおり 2 校の耐震診断を実施した。また、6 月補正予算において平成 22 年度(2010 年度) 以降実施予定であった 1 校を前倒して実施した。

エ 幼稚園園舎耐震化

計画どおり 16 園の耐震診断を実施した。

(3) 空調設備の整備

ア 実施設計

小学校 13 校、中学校 5 校は計画どおり実施した。耐震補強工事实施設計と並行して施行する、残る小学校 5 校、中学校 4 校は、耐震補強工事の工法の検討に時間を要し、年度内の着手が困難であることから、平成 22・23 年度(2010・2011 年度) に実施するよう計画変更した。また、6 月補正予算において、平成 23 年度以降実施予定であった小学校 4 校、中学校 4 校を前倒して実施した。

イ 工事

計画どおり小学校 4 校、中学校 3 校で工事を実施した。また、6 月補正予算において、平成 23 年度以降実施予定であった小学校 4 校、中学校 4 校を前倒して実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
屋内運動場の耐震化				
小学校屋内運動場耐震化対策事業	小学校屋内運動場の耐震化率	*1 100% (96%)	100% (96%)	達成
中学校屋内運動場耐震化対策事業	中学校屋内運動場の耐震化率	*1 100% (95%)	100% (96%)	達成
高等学校屋内運動場耐震化対策事業	高等学校屋内運動場の耐震化率	100%	100%	達成
校舎の耐震化				

小学校校舎耐震化対策事業	耐震診断、耐震補強工事立案又は実施設計、耐震補強工事の実施校数	*2 63 校 (30 校)	74 校 (30 校)	達 成
中学校校舎耐震化対策事業	耐震診断、耐震補強工事立案又は実施設計の実施校数	*2 29 校 (8 校)	36 校 (10 校)	達 成
高等学校校舎耐震化対策事業	耐震診断の実施校数	*2 2 校	3 校	達 成
幼稚園園舎耐震化対策事業	耐震診断の実施校数	*2 16 園	16 園	達 成
空調設備の整備				
実施設計	実施校数	*2 27 校	26 校	おおむね 達 成
工事	実施校数	*2 7 校	15 校	達 成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績。高等学校、幼稚園は実績等なし。

*1 平成 21 年度（2009 年度）に 100%になるように目標数値を定めた。

*2 平成 30 年度（2018 年度）完了に向けた年次計画を基に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 屋内運動場の耐震補強工事は、計画的に実施でき、対象のすべてが完了した。
- ・ 校舎の耐震化は、文部科学省の補正予算編成により、本市では、耐震診断を中心に事業の前倒しに積極的に取り組んでいる。一方、文部科学省の補助要件である広島県建築物耐震診断等評価委員会に学校施設をはじめ多数の評価依頼が殺到している状況にあり、本市の校舎の評価を得るのに時間を要している。
- ・ 空調設備の整備は、耐震補強工事に合わせて施行する学校については実施設計に一部遅れが出ているものの、整備した学校数は、計画校数 7 校に加え 6 月補正予算等により当初計画から前倒して 8 校の工事を行った。

第 4 課題への対応

広島県建築物耐震診断等評価委員会に対して、機会をとらえて、耐震診断等の評価結果が円滑に示されるよう要請していく。

取組 17 広島特別支援学校の建替

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

平成 19 年度（2007 年度）末、建替え候補地を南区出島二丁目のメッセ・コンベンション等交流施設用地 10.5ha の東側 2.5ha とし、基本計画を策定(平成 20 年（2008 年）6 月)した。

平成 20 年(2008 年)10 月には、建替に係る基本設計・実施設計業務に着手(平成 21 年度末(2009 年度末)完了を目標)した。

第 2 平成 21 年度(2009 年度)の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 基本設計・実施設計

プロポーザルにより設計者を選定し、着手した。

- ・ プロポーザル 平成 20 年(2008 年)7 月～10 月
- ・ 基本設計・実施設計策定業務

工期：平成 20 年(2008 年)10 月～平成 22 年(2010 年)3 月

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島特別支援学校の建替	建替えに係る全体事業費に対する進捗率(基本計画からの累積値)	* 2%	1.7%	おおむね達成

* 平成 24 年度(2012 年度)に 100%になるように、平成 21 年度(2009 年度)の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

計画どおり、基本設計・実施設計が完了した。今後、平成 24 年度(2012 年度)開校の目標を達成できるよう取り組む。

第 4 課題への対応

今後も学校と協議を密にしながら、遺漏のないよう取り組み、進行管理を適切に行う。

取組 18 広島市立小・中学校の適正配置計画の策定

第 1 平成 20 年度(2008 年度)までの取組

少子化の進行に伴い、本市においても 1 校当たりの児童生徒数、学級数はともに減少してきており、学校の小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い、児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に答えられなくなるなどの教育面の問題が生じている。

これらの諸課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、併せて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図るため、学校の適正配置に取り組むこととした。

検討を進めるに当たり、平成 20 年(2008 年)7 月に、学識経験者、保護者団体及び地域団体の関係者並びに市民委員等により構成する「広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議」を設置した。

この会議では、市民アンケートを実施するなど幅広い観点から学校の適正配置についての検討を進め、6回にわたる会議での議論を集約した後、平成21年（2009年）3月に報告書を取りまとめ、本市へ提出した。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

報告書で示された学校の適正規模（小学校：1学年当たり2学級以上（1校当たり12学級以上）、中学校：1学年当たり3学級以上（1校当たり9学級以上））及び最終的には小中全学年20人程度の学級とすることを目標として本市が進めている少人数教育の取組を見据え、仮に20人以下学級を実施したとしても、なお小規模（小学校は11学級以下、中学校は8学級以下）となる小学校24校、中学校6校を適正配置の検討対象校とした。

これらの学校について、検討協力者会議で示された適正配置の4つの実施手法（①特別認定校等方式、②小中連携教育推進校方式、③通学区域の見直し方式、④学校統合方式）の適否を検討し、その結果、小学校3校、中学校2校の計5校を特別認定校等方式、小学校2校、中学校2校の計4校を小中連携教育推進校方式により実施することとし、残る小学校19校、中学校2校の計21校を統合検討対象校とした。これらの学校について、統合先の教室の受入余力等から検討し、小学校5校を統合対象校とした。

これらの検討結果を広島市立小・中学校適正配置計画（素案）として取りまとめ、平成22年（2010年）1月に市議会文教委員会へ報告した上で、公表を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島市立小・中学校の適正配置計画の策定	計画の策定期間	平成22年（2010年）3月	平成22年（2010年）1月に計画素案を公表	未達成

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 広島市立小・中学校の適正配置計画（素案）は公表したが、素案について関係する学区の保護者、地域住民、地域団体から意見等を聴取している段階であり、計画の策定には至っていない。
- ・ 素案公表後、学校統合対象学区から、統合に反対する陳情や要望などが提出されている。
- ・ 学校は地域と深く結びつき、地域活動の拠点になるとともに、災害時の避難場所やスポーツ活動の場としても使用されており、地域にとって大きな役割を果たしていることから、地域のコミュニティのあり方も視野に入れて検討する必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 学校の適正配置は、第一義的にはより良い教育環境をつくることを目的としている。関係する学区の地域住民等に、学校の適正配置の必要性やその考え方について丁寧に説明するとともに、意見、要望及び提案を聴取する。
- ・ 地域の活性化策や将来ビジョンなどについても、広く意見等を聴取しながら、地域振興の

担当部局等と連携して検討を行う。

- ・ 地域のおおむねの同意が得られた段階で、適正配置計画を策定する。

取組 19 教職員研修の充実

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

本市では、「広島市教員研修体系」に基づき、教職員が各ライフステージ及び各職務等に応じた資質能力を高めるための組織的・計画的な研修を実施してきた。

学校の教育力を高める人材を育成する観点から、研修講座の充実及び個別支援、情報提供を中心として校内研修や自己研修の支援の一層の充実に努めている。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 研修講座の実施

初任者研修や 10 年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、新任教務主任等の職務に応じた研修、各教科等の指導力向上を目指す研修等を年間にわたって 115 講座開設・実施した。また、新たな研修として、夏期休業中に、主幹教諭等を対象とした学校運営推進リーダー育成研修を、1 週間程度連続・集中して実施した。実施に当たっては、研修講座ごとに目標を設定し、その達成状況を受講者へのアンケートにより把握した。

(2) 授業づくりなど教育実践上の課題に対する校内研修支援

サテライト研修において授業研究推進上の課題に対する相談に応じることにより、校内研修を支援した。

(3) 授業づくりなど教育実践上の課題に対する自己研修支援

月 1 回土曜日に教育センターを開館し、研修の機会や場を提供するとともに教育実践上の課題に対する相談に応じることにより自己研修を支援した。

(4) 教育研究の成果の普及による個別支援

教育実践上の課題解決に役立つ教育研究を行い、その成果をリーフレット等として全教職員に配付し普及することにより自己研修を支援した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
研修講座の実施	研修講座に満足したり、研修内容を活用したいと思った受講者の割合	平均 90 % 以上 (平均 90%以上)	平均 92.2% (平均 90.5%)	達成
授業づくりなど教育実践の課題に対する校内研修支援	サテライト研修の年間開催数	年間 30 回実施 (年間 30 回実施)	* 年間 116 回実施 (年間 41 回実施)	達成

授業づくりなど教育実践上の課題に対する自己研修支援	土曜日開館により自己研修支援を行う教職員数	年間 800 人	年間 814 人	達成
教育研究の成果の普及による個別支援	教育研究の成果のリーフレット等の全職員への配付	平成 22 年 (2010 年)3 月	平成 22 年 (2010 年)3 月	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度 (2008 年度) における目標数値及びその実績

- * 平成 21 年度 (2009 年度) 当初、前年度並の目標設定をしていたが、応募校が前年度の 8 校から 20 校と 2.5 倍に増えたことにより、この研修に対する評価やニーズが非常に高まっていると判断した。このため、教育センターとして学校のニーズに積極的に応えるよう、優先順位を高めて取り組んだものである。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 各研修講座において、それぞれの目的に応じて、講義形式だけでなく、実地授業や模擬授業、学習指導案の作成や授業の公開、生徒指導上の問題点やその解決策について協議する事例研究など実践的かつ課題解決的な研修方法を取り入れるとともに、研修の成果が日々の教育実践において生かされるよう研修の充実に努めることができた。また、学校運営推進リーダー育成研修についても、リーダーとしての自覚を高めるとともに、学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。今後、研修の成果が各学校・園における教育実践により生かされるよう、研修内容や研修方法の更なる充実を図る必要がある。
- ・ サテライト研修に対する学校のニーズの高まりへの対応として、各学校の実態に即した研修を年間 116 回実施した。今後とも「サテライト研修」の要請が増加する状況にある中、各学校・園の実態に即した研修の実施が求められる。
- ・ 新たな自己研修の支援として、毎月 1 回土曜日を試行的に開館し、教育センターを午前 9 時から午後 5 時まで利用できるようにし、研修の機会や場を提供するとともに教育実践上の課題に対する相談に応じた。現在試行的な実施であるため、土曜開館に対するニーズや期待する内容等を把握し、土曜開館の内容及び体制について検討していく必要がある。
- ・ 研究成果を所報に掲載し、全教職員に配布するとともに、4 本の研究についてパンフレットを刊行した。今後は配布した研究成果が教育実践で活用されるような取組が求められる。

第 4 課題への対応

- ・ 研修の内容や方法の工夫改善として、実習や演習、ワークショップ型の研修など、実践的かつ体験的な研修をより積極的に導入したり、研修形態の少人数化を促進したりしていく。また、研修の成果が日々の教育実践において生かされるよう、具体的な手だてを工夫し実施する。
- ・ サテライト研修が多く为学校で活用されるようになってきたことから、今後は研修の実施回数ではなく、研修の質の向上に重点を置くこととし、研修のより一層の充実を図る。
- ・ 土曜開館については、平成 22 年度 (2010 年度) は、おおむね昨年度の利用実績を確保しつつ、利用者からニーズや期待する内容を把握し、今後の展開について検討する。

- ・ 平成 22 年度も引き続き教育研究を実施し、その充実を図るとともに、平成 23 年（2011 年）3 月末までに教育研究の成果をリーフレット等の資料として全教職員に配付する。併せて、校長会等での広報、研修講座での活用など研究成果の普及啓発を行う。

1 学校教育の充実

(4) 学校、家庭、地域社会の連携強化と開かれた学校づくり

取組20 学校評価の推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

平成15年度（2003年度）からすべての市立学校において自己評価を実施し、平成17年度（2005年度）からは、保護者・地域住民等から構成される学校協力者会議に外部評価部会を設置して、すべての市立学校において外部評価（現行では、学校関係者評価）を実施している。

この間、学校評価の研究実践校を指定し、その研究成果を広く普及させるため実践発表会を開催したほか、実践事例集と学校評価ハンドブックを作成し、各学校に配付した。

平成18～20年度（2006～2008年度）は、実践協力校を指定して自己評価及び学校関係者評価の充実のための実践研究を行い、学校評価シンポジウムを開催した。

また、平成20年度（2008年度）から、希望した学校に対して第三者評価を実施している（平成20年度（2008年度）は、天満小、観音中、五日市中の3校）。この第三者評価は、専門家評価といい、学校経営や、教育活動に専門性を有する者が、学校が主体的に行う評価活動及び教育委員会の支援について評価し、その充実・改善に向けた意見・提言を行っている。

加えて、平成19・20年度（2007・2008年度）に指導主事を対象として、学校評価指導者研修講座を実施した。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 専門家評価

ア 専門家評価の実施

希望した学校4校（真亀小、落合東小、落合中、三和中）に対し、学校経営・学校評価に関する専門家で構成する「評価委員会」を設置して、専門家評価を実施した。

イ 実施校に対する支援

平成20年度（2008年度）の実施校に対して、校内研修への講師派遣や先進校視察など、専門家評価の意見・提言を踏まえた支援を行った。

(2) 自己評価・学校関係者評価の充実・改善

ア 自己評価・学校関係者評価の重点化

前年度（平成20年度（2008年度））の実践校の取組を踏まえ、報告様式の改善を含め、自己評価・学校関係者評価の重点化を行った。

イ 学校評価専門研修の実施

・ 指導主事対象（2月：3日間）

前年度（平成20年度（2008年度））に改訂した指導主事対象の研修プログラムの一部再改訂を行い、それに沿って指導主事対象の学校評価指導者研修講座を実施した。

・ 教職員対象（12～1月：3日間）

前年度（平成20年度（2008年度））に改訂した指導主事対象の研修プログラムを教職員

向けに再編集し、それに沿って教職員対象の学校評価研修講座を実施した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
学校評価の推進	学校教育を信頼している保護者の割合	* 67.2% (64.4%)	61.7% (65.7%)	おおむね 達成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

* 平成 22 年度（2010 年度）に 70%になるよう、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 学校評価を効果的・効率的に行うため、自己評価の重点化を進める必要がある。
- ・ 専門家評価の意見・提言を踏まえ、各実施校が学校経営や教育活動の充実・改善に取り組むとともに、その取組に対して重点的な支援を行う必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 自己評価の重点化を推進するとともに、教職員に対する専門研修を実施することに加えて、専門家評価の実施及び実施校に対する重点的な支援を行う。
- ・ これらの取組によって、より効率的で効果的な学校評価システムを構築し、学校経営や教育活動の充実・改善を図る。

取組 2 1 子どもの安全対策の推進

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

各地で、学校内への侵入事件や、児童生徒が不審者から声をかけられたり、あとをつけられたりするなどの事件が多く発生しており、登下校中等の子どもの安全確保は重要な課題である。

本市では、平成 17 年（2005 年）11 月 22 日に安芸区で発生した事件を受け、市長を本部長として「広島市子どもの安全対策推進本部」を設置し、以来、「子どもの見守り活動 10 万人構想」をキャッチフレーズに、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」及び「子どもを守るまちづくりの推進」の 6 項目を柱として、全庁を挙げて子どもの安全対策に取り組んできた。

特に、子どもを犯罪から守るためには、子どもに大人の目が常に注がれる状況を作り出していくことが重要であり、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進している。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 見守り・巡回活動の推進

ア 「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進

組織的な見守り活動者 3 万人と日常生活に組み込まれた見守り活動者 7 万人の確保をめざし、「子どもの見守り活動 10 万人構想」を推進した。

イ 「子ども安全の日」事業の実施

毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心として、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

ウ 巡回用バイク等の運用

各小学校に配備したバイク・電動アシスト自転車等により、巡回活動を実施した。

エ 通学路の定期的な点検の実施

保護者、児童及び教職員等により、通学路を定期的に点検した。

(2) 児童生徒の自己防衛意識の高揚（安全意識啓発マップづくりその他）

ア 「安全意識啓発マップづくり」を市立小学校のすべてのクラスで行った。

イ 防犯教室を市立のすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で開催した。

ウ 学校安全対策の充実のため、6 月に市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の園長・校長や安全対策担当者を対象とした研修会を開催した。

(3) 子どもを守るまちづくりの推進（講演会の開催その他）

保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発を図るため、11 月に講演会を開催したほか、各地域での活動を「みんなで守ろう子どもの安全」のホームページで多数紹介した。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進	組織的及び日常生活に組み込まれた見守り活動者数	100,000 人 (100,000 人)	84,000 人 (87,000 人)	おおむね達成
「子ども安全の日」事業の実施	各小学校の「子ども安全の日」における取組の実施率	100% (100%)	87% (90%)	おおむね達成
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	地域学校安全指導員の各小学校への巡回指導（2 週間に 1 回）の実施率	100% (100%)	100% (100%)	達成
防犯ブザー購入費の支給	購入費を支給した児童の所持率	100% (100%)	75.4% (77.3%)	未達成
巡回用バイクの運用	1 小学校当たりの使用回数	*1 70 回 (70 回)	61 回 (62 回)	おおむね達成
通学路の定期的な点検の実施	年 1 回以上の点検の実施率	100% (100%)	100% (100%)	達成
安全意識啓発マップづくり	マップづくり（全クラス）の実施率	100% (100%)	100% (99%)	達成

講演会の開催その他	講演会の参加者数	*2 600 人 (600 人)	640 人 (629 人)	達 成
-----------	----------	------------------------	------------------	-----

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度における目標数値及びその実績

*1 これまでの実績の倍増となるよう、平成 20 年度（2008 年度）以降の目標数値を定めた。

*2 使用施設の定員を基に、平成 20 年度（2008 年度）以降の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進について、なお多くの不審者事案が発生しており、引き続き、組織的見守り活動と日常生活に組み込まれた見守り活動の充実を図る必要がある。
- ・ 毎月 22 日の「子ども安全の日」の取組や、小学校ごとの「子どもの安全を守る連絡協議会」等を通じて、より一層、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進していく必要がある。
- ・ 防犯ブザーを所持させるための方策を検討する必要がある。
- ・ 巡回用バイクの活用が十分でない学校があるため、有効に活用されるように徹底していく必要がある。
- ・ すべての小学校において通学路の安全点検を行い、「子どもの安全を守る連絡協議会」等で安全対策について検討した。
- ・ 安全意識啓発マップづくりや防犯教室の開催等により、子どもの危険回避能力の向上を図ることができた。
- ・ 子どもの安全に係る講演会に、保護者や地域団体等の方に多数参加していただき、意識啓発を図ることができた。
- ・ 侵入者対策など、学校内の安全対策を充実していく必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 子どもの見守り活動を充実するため、買い物や散歩などの日常生活を登校時間帯の午前 8 時前後と下校時間帯の午後 3 時以降に行う「8・3（ハチサン）運動」を展開する。
- ・ 子どもの安全についての危機管理意識を持続するため、引き続き、「子ども安全の日」事業を実施するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組[※]を継続する。
- ・ 防犯ブザーについては、購入費支給から現物支給に改め、平成 22 年（2010 年）4 月に現物を支給した。
- ・ 巡回用バイク等が有効に活用されるよう徹底するとともに、十分な利用がされていない場合は、他の小学校の自転車等との交換などを検討する。
- ・ すべての小学校において通学路の安全点検を継続して実施するとともに、児童生徒の危険回避能力や対処能力を高めるため、引き続き、小学校の全クラスにおける安全意識啓発マップづくり等に取り組んでいく。
- ・ 校内における緊急連絡装置の導入など、学校内への侵入者対策の充実を図る。

※ 「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組

平成 17 年（2005 年）11 月 22 日の下校中に殺害された木下あいりさんが育てていたヒマワリの種を受

け継ぎ、「しあわせのひまわり」と名付け、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組。

取組２２ 放課後等の児童の居場所づくり

第１ 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

核家族化の進展や共働き家庭の増加等により家庭の子育て機能が低下しており、子どもが放課後等に安心して活動が行える居場所の必要性が高まっている。

本市では、地域における児童健全育成や子育て支援の拠点として、1 小学校区に 1 館の設置を目標に児童館の整備を進めており、平成 21 年（2009 年）3 月末現在で 103 館整備している。

また、下校後午後 5 時ごろまで保護者が家庭にいないことが常態である小学校 1 年生から 3 年生までの低学年児童の健全な育成を図ることを目的に、留守家庭子ども会を設置・運営している。

第２ 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 児童館の整備

大町児童館を平成 21 年(2009 年)5 月に、段原児童館を平成 22 年 2 月に開館するとともに、口田児童館について、平成 23 年（2011 年）5 月の開館に向け、実施設計を行った。

(2) 放課後プレイスクール事業の実施

児童館未整備学区における放課後等の児童の居場所づくりとして、地域団体等の運営によって、10 か所で小学校施設を活用した放課後プレイスクール事業を実施した。

(3) 留守家庭子ども会の整備

留守家庭子ども会への入会希望者の増加に対応するため、留守家庭子ども会を小学校の余裕教室やプレハブ施設において 4 クラス増設し、152 クラスに増やした。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
児童館の整備	児童館の整備館数 [着工ベース]	105 館 (104 館)	105 館 (104 館)	達 成
放課後プレイスクール事業の実施	実施小学校数	10 校 (8 校)	10 校 (8 校)	達 成
留守家庭子ども会の整備	留守家庭子ども会開設クラス数	152 クラス (148 クラス)	152 クラス (148 クラス)	達 成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

第３ 実施状況に関する評価・課題

- 児童館の整備については、1 小学校区に 1 館整備する方針のもと、取り組んでおり、大町児童館を平成 21 年(2009 年)5 月に、段原児童館を平成 22 年(2010 年)2 月に開館するとともに、平成 23 年(2011 年)5 月の開館に向け口田児童館の実施設計を予定どおり行うことができ

た。

しかし、平成 21 年度(2009 年度)末現在で 139 小学校区中 105 学区にとどまっており、未整備学区への早期整備が喫緊の課題となっている。

- ・ 放課後プレイスクール事業については、実施主体である地域団体等への働きかけを行った結果、新規実施校数が 2 か所増え、目標を達成できた。
- ・ 留守家庭子ども会は、共働き家庭の増加等による家庭の子育て機能の低下など、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、放課後児童の健全育成に大きな役割を果たしており、入会希望者の増加に対応できるようクラス数の増加を図っていく必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 児童館の整備については、現下の厳しい財政状況の中、近隣の公共施設用地の活用や学校施設等を活用した事業展開も検討する。
- ・ 放課後プレイスクール事業については、引き続き、地域・学校と連携を図りながら、新規実施校の拡大や運営実態に即した事業の拡充を進め、子どもたちの放課後等における安全な居場所を確保する。
- ・ 留守家庭子ども会の整備については、入会を希望する対象児童全員が入会できるよう、児童数の推移等を踏まえ引き続き整備場所の確保等を図る。

2 青少年の豊かな人間性や自主性等のかん養

取組23 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、子どもの基本的な生活習慣の形成を阻害したり、子どもを犯罪に巻き込んだりするなど大きな問題を生み出しており、特にテレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの電子メディアとの健全なかかわり方が重要な課題となっている。

そのため、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる子どもを育むため、保護者、学校、市民、事業者等と本市が一体となった取組を推進した。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) ノーテレビデー推進事業の実施

子どもたちが、テレビ、テレビゲームなどの電子メディアに長時間接触している現状は、基本的な生活習慣確立の阻害や、親子の触れ合う時間の減少などの問題を生み出している。

こうした状況から、家庭においてテレビなどのかかわり方について考えていく機会とするため、電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離す取組の一環として「ノーテレビデー」を行った。

(2) 電子メディア・インストラクター養成講座の開催

地域で電子メディアに関する講習会（ケータイ出前講座）などの活動を行う電子メディア・インストラクターを養成するため、青少年が電子メディアを利用する場合の問題点や適切な使い方などを内容とする講座を開催した。

(3) フィルタリングについての保護者・事業者への啓発

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」やフィルタリングに関するリーフレットを、市内中学校、携帯電話事業者等へ配布するなど、啓発活動を行った。

また、電子メディア・インストラクターが実施する電子メディアに関する講習会（ケータイ出前講座）において、啓発活動を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
ノーテレビデー推進事業の実施	ノーテレビデーに参加する家族数	*1 9,500家族 (9,000家族)	14,898家族 (10,165家族)	達成
電子メディア・インストラクター養成講座の開催	養成講座への参加者数	*2 30人 (30人)	67人 (45人)	達成

〔参考〕（ ）書きは、平成20年度（2008年度）における目標数値及びその実績

*1 これまでの実績等を基に、毎年500家族ずつ増加するよう平成21年度（2009年度）の目標数値を定めた。

*2 これまでの実績を基に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ ノーテレビデー推進事業は、園・学校への広報活動を充実させた結果、参加家族数を増やすことができた。今後は、取組の対象を電子メディア全般に拡充する必要がある。
- ・ 学区レベルでのきめ細やかな講習会（ケータイ出前講座）やネット上の子どもたちの見守り活動（ネットパトロール）を実施するためには、さらに電子メディア・インストラクターの養成に取り組む必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 「ノーテレビデー推進事業」を「ノー電子メディアデー推進事業」として実施する。
- ・ 引き続き、電子メディア・インストラクター養成講座を開催し、幅広い人材からの電子メディア・インストラクターの養成に取り組む。

取組 2 4 不登校対策

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

不登校は、本人、家庭、学校、社会にかかわる様々な要因・背景が複雑に絡み合っている場合が多いことから、その解決に当たっては、学校だけが抱え込んで対応するのではなく、家庭、関係機関等と密接に連携して取り組んでいくことが重要である。これまで、不登校に関する相談体制の充実や家庭・学校・関係機関等が連携したサポートシステムの整備に取り組んできている。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 居場所づくりによる不登校児童生徒への支援

ア いじめ・不登校等対策ふれあい事業(ふれあいひろばの運営)

学校へ行くことはできるが教室に入りにくい児童生徒に対しては、各小・中学校に開設した「ふれあいひろば」において、相談活動や学習支援などにより、教室への復帰や社会的自立に向けた支援を行った。

イ 不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室〔4 か所〕)の運営

学校に行くことができない児童生徒に対しては、市内 4 か所に開設した「ふれあい教室」において、相談活動や学習指導などにより、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行った。

(2) ひきこもりの状態にある児童生徒への支援

ひきこもりの状態にある児童生徒に対しては、地域の「ふれあいひろば推進員」等が家庭訪問を行い支援した。また、支援のあり方に関する検討会議を開催することにより、関係部局と連携し、小・中学校在学中のひきこもり児童生徒への支援の充実を図った。

(3) 不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備(スクールカウンセラー活用事業)

すべての市立中・高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、中学校に配置し

たスクールカウンセラーの小学校への派遣を拡充するなど小学校における教育相談体制を充実させた。

また、小・中学校に不登校対応担当教員を置くとともに、当該教員に対し、関係機関との連携や組織的な対応に関する研修会を年3回開催した。

(4) いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

大学と連携して行った予防的生徒指導の実践的な研究（平成19・20年度（2007・2008年度）実施）の成果を踏まえ、いじめや不登校等の未然防止を図る指導方法等について、全市立小・中学校の管理職や生徒指導担当者等を対象に研修を行った。

(5) 青少年総合相談センターの運営

「市民と市政」や「教育ひろしま」、広島市ホームページを通じて「青少年総合相談センター」を広く市民へ周知し、青少年総合相談センターの利用の促進を図り、青少年や保護者の不安・悩みの解消へ向けた支援を行った。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ・不登校等対策 ふれあい事業（ふれあいひろばの運営）	「ふれあいひろば」において支援を行った児童生徒の教室への復帰率	*1 30% (30%)	18.1% (19.6%)	未達成
不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室〔4か所〕）の運営	適応指導教室で支援を行った児童生徒の学校復帰率	*1 60% (60%)	55% (55.4%)	おおむね達成
ひきこもりの状態にある児童生徒への支援	不登校児童生徒のうち、ほとんど1日中、家にひきこもっている児童生徒の1,000人当たりの人数	*1 0.7人 (1.4人※)	0.7人 (0.6人)	達成
不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備（スクールカウンセラー活用事業）	スクールカウンセラーがかかわった児童生徒のうち登校できるようになった児童生徒の割合	*1 38% (38%)	34.3% (29.8%)	おおむね達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	予防的生徒指導の推進に係る研修を受講した学校の割合 （実践的な研究を行う学校数）	100% 〔10校〈小6校、中4校〉〕	100% 〔10校〈小6校、中4校〉〕	達成
青少年総合相談センターの運営	青少年総合相談センターでの延べ相談件数	*2 3,700件以上 (3,700件以上)	3,590件 (3,895件)	おおむね達成

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

＊1 過去 5 年間（ひきこもり状態にある児童生徒への支援にあつては、過去 4 年間）における実績数値の最高値を平成 20 年度（2008 年度）の目標数値と定めた。

＊2 過去 5 年間の延べ相談件数の平均を基に、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

その他の関連するベンチマーク等	H 2 1 目標	H 2 1 実績
不登校生徒の割合を減らす。		
児童生徒 1 0 0 人当たりの不登校児童生徒の人数	0.7 人	1.16 人

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ ふれあいひろばの運営においては、個々の児童生徒の教室復帰できない要因を分析するとともに、ふれあいひろば推進員と学級担任との連携を密にして、当該児童生徒がより多くの人とふれあう場面を取り入れる等、個別支援の工夫を図る必要がある。
- ・ 不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室〔4 か所〕）の運営においては、不登校児童生徒の学校復帰へ向けて、一人一人の児童生徒の発達段階と状態に応じてきめ細やかな支援を行う必要がある。
- ・ ひきこもりの状態にある児童生徒への支援においては、ひきこもっている児童生徒の人数の目標値を達成した。
- ・ 不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備（スクールカウンセラー活用事業）においては、不登校の未然防止に向けて、校内の教育相談体制を充実させるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた適切な支援が行えるようスクールカウンセラーの専門性をより生かすことが必要である。
- ・ 予防的生徒指導の推進に係る研修を受講した学校の割合が 1 0 0 % であり、すべての市立小・中学校において、いじめや不登校等の未然防止に関する指導方法等についての理解を深めることができた。
- ・ 青少年総合相談センターの運営においては、不登校の要因は児童生徒ごとに様々であることから、個々の児童生徒の状況を的確に見極め、個々の児童生徒にあった適切で具体的な支援方法を見つけていく必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ モデル校において、ふれあいひろば推進員の活動時間を拡充し、教室復帰に向けたふれあいひろば推進員と学級担任との連携のあり方、児童生徒がより多くの人とふれあう場面の設定等、効果的な支援方法について研究する。また、教室復帰へ向けた具体的な方法についてふれあいひろば推進員の理解を深めるため、ふれあいひろば推進員の研修会を開催する。
- ・ 「ふれあい教室」に臨床心理士を派遣し、個々の児童生徒の状況を把握し支援方法等について検討し、児童生徒一人一人に応じた支援の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラー、校長、生徒指導担当教員等を対象に連絡会や研修会を開催し、教育相談の内容や方法について共通理解を図る。
- ・ 青少年総合相談センターの運営においては、様々な相談に対して、適切で具体的な助言ができるよう精神科医、臨床心理士の積極的活用や、相談員に対する研修の充実を図る。

取組25 いじめ・暴力行為等問題行動対策

第1 平成20年度（2008年度）までの取組

児童生徒のいじめ・暴力行為等の問題行動の背景には、家庭・学校・地域社会などの環境の変化や児童生徒自身あるいは大人、さらには社会全体の価値観の多様化などがある。それらが複雑に絡み合いながら影響し合っていることから、問題解決に当たっては、家庭・学校・地域社会が一体となり、社会全体で総合的に取り組むことが重要であり、これまで、学校における生徒指導体制の充実や家庭・学校・地域及び関係機関が連携したサポートシステムの整備に取り組んできている。

第2 平成21年度（2009年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) いじめ等の問題行動への対応

各学校において、「いじめの兆候・サインチェックリスト」を活用し、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、「いじめに関するアンケート」を定期的に行い、いじめの早期発見に努めた。

また、平成18年(2006年)12月に改訂した「いじめ問題に関する指導の手引き」の活用などにより、いじめを行う児童生徒への指導の徹底など、いじめが発生した際の対応の充実・強化を図った。

(2) いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

大学と連携して行った予防的生徒指導の実践的な研究（平成19・20年度（2007・2008年度）実施）の成果を踏まえ、いじめや不登校等の未然防止を図る指導方法等について、全市立小・中学校の管理職や生徒指導担当者等を対象に研修を行った。

(3) 暴力行為等の問題行動への対応（スクールサポート推進事業）

ア 児童生徒の暴力行為等問題行動に対し、学校ごとに実効性のあるマニュアルを整備し、各学校の生徒指導体制の改善を図った。

イ 市立学校で発生した問題を事例化し、各学校・幼稚園への情報提供や管理職研修、生徒指導主事研修、校内研修等での活用を通し、生徒指導に関する教職員の資質の向上を図った。

ウ スクールサポート指導員が学校や地域において、相談・助言や居場所づくりを行い、学校と十分な連携のもと、問題行動のある児童生徒への支援に努めた。

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ等の問題行動への対応	認知したいじめの解消率	100% (100%)	96.5% (94.7%)	おおむね達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	予防的生徒指導の推進に係る研修を受講した学校の割合	100% 10校 〈小6校、中4校〉	100% 10校 〈小6校、中4校〉	達成

	実践的な研究 を行う学校数			
暴力行為等の問題行動への 対応(スクールサポート推進 事業)	児童生徒 1,000 人当たりの暴 力行為発生件 数	* 2.0 件 (2.1 件)	6.0 件 (4.6 件)	未達成

[参考] () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

* 平成 17 年度（2005 年度）の実績数値から毎年 5%減少するよう、平成 20 年度（2008 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ いじめ等の問題行動については、早期発見・早期対応の充実により一層図る必要がある。
- ・ 予防的生徒指導の推進に係る研修を受講した学校の割合が 100%であり、すべての市立小・中学校において、いじめや不登校等の未然防止に関する指導方法等についての理解を深めることができた。
- ・ 暴力行為等の問題行動への対応については、学校、家庭、関係機関との連携を強化する必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ いじめのチェックリスト等を活用した児童生徒の的確な状況把握を今後も継続的に行うとともに、いじめを受けている児童生徒が安心して教師に相談できるよう、校内における教育相談の充実に努める。
- ・ 暴力行為の未然防止や早期解決に向けて、学校、スクールサポート指導員、少年育成官などの関係機関の職員等で構成するサポート会議を開催し、学校、家庭、関係機関の連携の強化を図る。

取組 26 暴走族対策の推進

第 1 平成 20 年度（2008 年度）までの取組

広島市域を活動拠点とする暴走族は、平成 11 年（1999 年）の 27 グループ 272 人をピークとして、平成 20 年（2008 年）には 5 グループ 43 人にまで減少しているが、い集(※)を繰り返している非行少年たちが新たに暴走族を結成しようとするなど、予断を許さない状況がある。

このため、広島市暴走族追放基本計画及び広島市暴走族追放行動計画に基づいて、暴走族少年等に対し、加入の防止や離脱の促進を図り、自立を支援するための施策を継続して実施した。

※い集…多数の者が一定の場所に群がり集まること。うろつき、たむろすること含まれる。

第 2 平成 21 年度（2009 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 暴走族への加入防止

ア 声かけ活動の推進

教員、青少年指導員、暴走族離脱相談員等が、暴走族少年等がい集する週末の夜の市内中心部等において声かけを行い、暴走族等からの離脱へ向けた取組を実施した。

イ 暴走族加入防止・非行防止教室の開催

「暴走族加入防止・非行防止教室」をすべての市立学校で実施した。

(2) 広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの相談・助言

学校、警察等関係機関と連携し、電話相談、面接相談等により、暴走族等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

平成 21 年度（2009 年度）には、前年度から継続している 47 人に新規の相談者 24 人を加えた 71 人について相談を行った。

(3) 少年の居場所づくり・就労就学の支援

ア 青少年居場所づくり地域活動支援事業の実施

暴走族への加入防止や暴走族少年等の立ち直りを図るため、文化・スポーツなどを通じて少年たちの居場所づくりのための活動を支援した。この結果、平成 13 年度（2001 年度）に 6 団体であった活動団体数が、平成 21 年度（2009 年度）末には 32 団体に増加した。

また、少年非行の問題に関して、市民意識の醸成を図ることを目的とした「居場所づくり支援セミナー」（年 1 回）を開催するとともに、保護者への働きかけや地域との交流を目指した「保護者学習会」（年 8 回）を開催した。

イ 就労・就学サポート事業の実施

暴走族少年等の立ち直りを図るため、就労や学習・就学に関する指導・助言を行った。

平成 21 年度（2009 年度）は、就労については 28 人、学習・就学については 29 人に支援を行った。

(4) 「第 2 次広島市暴走族追放基本計画」及び「広島市暴走族追放行動計画（平成 22 年度～平成 24 年度）」の策定

2 数値目標等の達成状況

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
声かけ活動の推進	声かけ活動の実施回数	週 1 回〈毎週土曜日〉	週 1 回〈毎週土曜日〉	達成
暴走族加入防止・非行防止教室の開催	市立学校での「暴走族加入防止・非行防止教室」の実施率	100% (100%)	100% (100%)	達成
広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの相談・助言	暴走族少年等の新規相談者数	*1 17 人 (18 人)	24 人 (28 人)	達成
青少年居場所づくり地域活動支援事業の実施	居場所づくり活動団体数	*2 32 団体 (30 団体)	32 団体 (31 団体)	達成
就労・就学サポート事業の実施	就労や学習・就学に向けた支援を行った暴	*3 53 人	57 人 (50 人)	達成

	走族少年等の数	(48 人)		
--	---------	--------	--	--

〔参考〕 () 書きは、平成 20 年度（2008 年度）における目標数値及びその実績

- *1 平成 19 年度（2007 年度）の暴走族構成員数を考慮して、平成 20 年度（2008 年度）以降の目標数値を 17 人と定めた。
- *2 平成 22 年度（2010 年度）の目標を 33 団体に設定しており、それに向けて平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。
- *3 平成 22 年度（2010 年度）の目標を 58 人と設定しており、それに向けて平成 21 年度（2009 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 声かけ活動を毎週土曜日の夜、市内中心部において実施するとともに、「暴走族加入防止・非行防止教室」をすべての市立学校で実施することができた。
- ・ 暴走族少年等がい集する週末の夜に、少年一人一人に対して声かけや街頭相談活動を行ったことで、目標を上回ることができた。
- ・ 地域に出向いて、居場所づくり活動団体の掘り起こしを行うなどにより、目標を達成できた。
- ・ 就労や学習・就学への取組について、目標を上回る暴走族少年等に対し、自立や立ち直りに向けた支援を行うことができた。

第 4 課題への対応

個々の取組は目標を達成しているが、暴走族と交友したり、い集を繰り返したりしている「暴走族予備軍」と呼ばれている非行少年たちが、新たに暴走族を結成しようとするなど予断を許さない状況がある。そのため、平成 21 年（2009 年）に策定した「第 2 次広島市暴走族追放基本計画」及び「広島市暴走族追放行動計画（平成 22 年度～平成 24 年度）」に基づき、「暴走族加入防止」と「家庭・学校・地域・関係機関などの連携の一層強化」を重点として取り組み、暴走族を追放し、青少年が健全に育つ環境を創る。

(Ⅱ) 数値目標等の達成状況一覧

【取組１ 基礎学力の向上】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「ひろしま型カリキュラム」の導入	研究開発・研究協力の学校数	31 校	31 校	達 成
基礎学力向上推進事業	「基礎・基本」定着状況調査の正答率 60%以上の児童生徒の割合	80%	74.5%	おおむね 達 成

【取組２ 少人数教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）の推進	35 人以下の学級の実施学年	小学校 1～4 年生及び中学校 1 年生で実施	小学校 1～4 年生及び中学校 1 年生で実施	達 成
少人数指導等の実施	「基礎・基本」定着状況調査の正答率 60%以上の児童生徒の割合	80%	74.5%	おおむね 達 成

【取組３ 基本的生活習慣の確立】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
子どもの生活習慣確立支援事業	毎日朝食をとる児童生徒の割合	98.4%	96.3%	おおむね 達 成

【取組４ 幼・保・小連携の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「就学前教育・保育プログラム」の推進	就学前教育・保育プログラムの実施園数	27 園	27 園	達 成
幼・保・小連携推進事業	小学校区ごとの幼稚園・保育園・小学校合同の研修会や交流授業の実施回数	6 回	6 回	達 成

【取組５ 文化芸術教育の充実】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
中学校演劇鑑賞推進事業	今後、演劇を鑑賞したいと思う生徒の割合	85%	88.3%	達成
小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（小学校の部）に参加した児童の割合	9%	8.8%	おおむね達成
小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（中学校の部）に参加した生徒の割合	17.2%	11.6%	未達成
小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）	小・中・高校生による文化の祭典（高等学校の部）に参加した生徒の割合	19.2%	19.6%	達成
中学校文化部活動活性化支援事業	文化部活動への加入率	24.6%	22.0%	おおむね達成
伝統文化に関する教育の推進事業	伝統文化に関する教育の推進校数	4校	4校	達成

【取組６ 規範性をはぐくむ教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教材・活動プログラムの開発	教材や活動プログラムの開発・作成時期	平成22年 (2010年)3月	平成22年 (2010年)3月	達成
道徳の授業力パワーアップ研修の実施	道徳の授業力パワーアップ研修の実施回数	12回	12回	達成

【取組 7 青少年支援メンター制度の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
青少年支援メンター制度の推進	メンター制度の交流組数	100 組	103 組	達成

【取組 8 体力の向上】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
体力づくりジャンプアップ事業	体力アップ認定証の交付数の割合	33%	33.5%	達成
「新体力テスト」の実施	本市の平均値が全国の平均値以上になった項目数の割合	50%	34.8%	未達成
中学校運動部活動活性化支援事業	運動部活動の加入率	69.2%	69.0%	おおむね達成
子どもの体力向上支援事業	授業前運動プログラムの開発期限	平成 21 年 10 月	平成 22 年 2 月	おおむね達成

【取組 9 食育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
食育推進計画の実施	食育推進プログラムの事業実施率	食育推進計画に取りまとめた 120 件の食育推進プログラムについて、117 件〈98%〉の事業を実施する。	118 件 〈98%〉	達成

【取組 10 学校における食育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教職員研修の充実	研修の回数	4 回	4 回	達成
食に関する指導内容の充実	食に関する指導全体計画、年間指導計画を作成した小学校及び中学校の割合	小中学校 100%	全体計画 86.8% 年間指導計画 82.8%	おおむね達成
安全でおいしい給食の推進	アレルギー、ドライ運用に対応した備品、施設の整備	114 施設 〈113 校・1 センター〉	114 施設 〈113 校・1 センター〉	達成

【取組１１ 特別支援教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
特別支援教育体制充実事業	申請のあったすべての幼稚園・学校に対して10月までに巡回相談指導を行った割合	100%	100%	達成
特別支援教育アシスタント事業	特別支援教育アシスタントの配置人数	274人	274人	達成

【取組１２ 平和教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
こどもピースサミット	「こどもピースサミット」へ作品を応募した児童の割合	73%	81%	達成
中・高校生によるヒロシマの継承と発信	「中・高校生『平和』プレゼンテーションコンテスト」への応募グループ数	17グループ	8グループ	未達成
「平和への誓い」アクションプログラムの実施	海外・県外の学校と平和交流を実施した校数	26校	34校	達成
平和を考える集い等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で平和を考える集い等を開催	205校	205校	達成
被爆体験を聴く会等の開催	すべての小学校・中学校及び特別支援学校で被爆体験を聴く会等を開催	205校	192校	おおむね達成

【取組１３ 環境教育の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
環境教育に係る指導計画等の作成	平成 21 年度（2009 年度）3 月末までに環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成した小・中・高校、広島特別支援学校の割合	100%	100%	達成
壁面緑化・雨水タンクの設置	年間計画校数に対する実施率	100%	100%	達成
学校給食牛乳パックのリサイクルの推進	実施校の増加の割合	15%	21.4%	達成
学校給食における地場産物の使用割合の増加	学校給食における地場産物の使用割合	25%	24.0%	おおむね達成
学校給食によるごみの量の削減	センター調理方式と民間調理委託方式の残食率の減少率	15%	センター小 22.1% 中 14.7% 民間調理 21.1%	おおむね達成

【取組１４ 教育の情報化の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
教育情報化総合支援モデル事業	コンピュータを活用して指導できる教員の割合	86.7%	82.4 %	おおむね達成
授業づくりのための ICT 環境整備	教職員に 1 人 1 台パソコンを整備する割合	91.2%	100%	達成

【取組１５ ハイスクールビジョンの推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島市ハイスクールビジョン推進事業	広島市ハイスクールビジョンの策定期間	平成 22 年(2010 年)3 月までに「広島市ハイスクールビジョン」を策定	平成 22 年(2010 年)3 月末	達成

【取組１６ 学校施設の耐震化・空調設備整備の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
屋内運動場の耐震化				
小学校屋内運動場耐震化対策事業	小学校屋内運動場の耐震化率	100%	100%	達成
中学校屋内運動場耐震化対策事業	中学校屋内運動場の耐震化率	100%	100%	達成
高等学校屋内運動場耐震化対策事業	高等学校屋内運動場の耐震化率	100%	100%	達成
校舎の耐震化				
小学校校舎耐震化対策事業	耐震診断、耐震補強工事立案又は実施設計、耐震補強工事の実施校数	63 校	74 校	達成
中学校校舎耐震化対策事業	耐震診断、耐震補強工事立案又は実施設計の実施校数	29 校	36 校	達成
高等学校校舎耐震化対策事業	耐震診断の実施校数	2 校	3 校	達成
幼稚園園舎耐震化対策事業	耐震診断の実施校数	16 園	16 園	達成
空調設備の整備				
実施設計	実施校数	27 校	26 校	おおむね達成
工事	実施校数	7 校	15 校	達成

【取組１７ 広島特別支援学校の建替】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島特別支援学校の建替	建替えに係る全体事業費に対する進捗率(基本計画からの累積値)	2%	1.7%	おおむね達成

【取組１８ 広島市立小・中学校の適正配置計画の策定】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
広島市立小・中学校の適正配置計画の策定	計画の策定期期	平成 22 年(2010 年) 3 月	平成 22 年(2010 年) 1 月に計画素案を公表	未達成

【取組１９ 教職員研修の充実】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
研修講座の実施	研修講座に満足したり、研修内容を活用したいと思った りした受講者の割合	平均 90%以上	平均 92.2%	達成
授業づくりなど教育実践の課題に対する校内研修支援	サテライト研修の年間開催数	年間 30 回実施	年間 116 回実施	達成
授業づくりなど教育実践上の課題に対する自己研修支援	土曜日開館により自己研修支援を行う教職員数	年間 800 人	年間 814 人	達成
教育研究の成果の普及による個別支援	教育研究の成果のリーフレット等の全職員への配付	平成 22 年(2010 年)3 月	平成 22 年(2010 年)3 月	達成

【取組２０ 学校評価の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
学校評価の推進	学校教育を信頼している保護者の割合	67.2%	61.7%	おおむね 達成

【取組２１ 子どもの安全対策の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進	組織的及び日常生活に組み込まれた見守り活動者数	100,000 人	84,000 人	おおむね 達成
「子ども安全の日」事業の実施	各小学校の「子ども安全の日」における取組の実施率	100%	87%	おおむね 達成
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	地域学校安全指導員の各小学校への巡回指導（2 週間に 1 回）の実施率	100%	100%	達成
防犯ブザー購入費の支給	購入費を支給した児童の所持率	100%	75.4%	未達成
巡回用バイクの運用	1 小学校当たりの使用回数	70 回	61 回	おおむね 達成

通学路の定期的な点検の実施	年 1 回以上の点検の実施率	100%	100%	達 成
安全意識啓発マップづくり	マップづくり（全クラス）の実施率	100%	100%	達 成
講演会の開催その他	講演会の参加者数	600 人	640 人	達 成

【取組 2 2 放課後等の児童の居場所づくり】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
児童館の整備	児童館の整備館数 [着工ベース]	105 館	105 館	達 成
放課後プレイスクール事業の実施	実施小学校数	10 校	10 校	達 成
留守家庭子ども会の整備	留守家庭子ども会開設クラス数	152 クラス	152 クラス	達 成

【取組 2 3 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
ノーテレビデー推進事業の実施	ノーテレビデーに参加する家族数	9,500家族	14,898家族	達 成
電子メディア・インストラクター養成講座の開催	養成講座への参加者数	30 人	67 人	達 成

【取組２４ 不登校対策】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ・不登校等対策 ふれあい事業(ふれあいひろばの運営)	「ふれあいひろば」において支援を行った児童生徒の教室への復帰率	30%	18.1%	未達成
不登校児童生徒適応指導教室(ふれあい教室〔4か所〕)の運営	適応指導教室で支援を行った児童生徒の学校復帰率	60%	55%	おおむね達成
ひきこもりの状態にある児童生徒への支援	不登校児童生徒のうち、ほとんど1日中、家にひきこもっている児童生徒の1,000人当たりの人数	0.7人	0.7人	達成
不登校問題の解決に向けたサポートシステムの整備(スクールカウンセラー活用事業)	スクールカウンセラーがかかわった児童生徒のうち登校できるようになった児童生徒の割合	38%	34.3%	おおむね達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	予防的生徒指導の推進に係る研修を受講した学校の割合 (実践的な研究を行う学校数)	100% (10校〈小6校、中4校〉)	100% (10校〈小6校、中4校〉)	達成
青少年総合相談センターの運営	青少年総合相談センターでの延べ相談件数	3,700件以上	3,590件	おおむね達成

その他の関連するベンチマーク等		H21目標	H21実績
不登校生徒の割合を減らす。			
児童生徒100人当たりの不登校児童生徒の人数		0.7人	1.16人

【取組２５ いじめ・暴力行為等問題行動対策】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
いじめ等の問題行動への対応	認知したいじめの解消率	100%	96.5%	おおむね達成
いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進	予防的生徒指導の推進に係る研修を受講した学校の割合 〔実践的な研究を行う学校数〕	100% 〔10校 〈小6校、 中4校〉〕	100% 〔10校 〈小6校、 中4校〉〕	達成
暴力行為等の問題行動への対応（スクールサポート推進事業）	児童生徒 1,000 人当たりの暴力行為発生件数	2.0 件	6.0 件	未達成

【取組２６ 暴走族対策の推進】

事務事業名	目標値	目標数値	実績	達成状況
声かけ活動の推進	声かけ活動の実施回数	週 1 回〈毎週土曜日〉	週 1 回〈毎週土曜日〉	達成
暴走族加入防止・非行防止教室の開催	市立学校での「暴走族加入防止・非行防止教室」の実施率	100%	100%	達成
広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの相談・助言	暴走族少年等の新規相談者数	17 人	24 人	達成
青少年居場所づくり地域活動支援事業の実施	居場所づくり活動団体数	32 団体	32 団体	達成
就労・就学サポート事業の実施	就労や学習・就学に向けた支援を行った暴走族少年等の数	53 人	57 人	達成

(Ⅲ) 総括(今後の施策の展開の方向性等)

本市は、これからの都市づくりの担い手である広島の子どもたちを「心身ともにたくましく思いやりのある人」として育成していくことを基本理念とし、基礎・基本をしつかりと身に付けることを基盤に、規範性、感性、体力、コミュニケーション能力の育成を柱とする「広島らしい新しい教育」などを展開してきました。

平成 21 年度（2009 年度）においても、こうした「広島らしい新しい教育」の展開として、引き続き、基礎学力の向上、規範性をはぐくむ教育の推進、体力の向上などの諸事業に取り組んできました。

その中で、特に顕著な取組としては、ひろしま型カリキュラムの本年度からの円滑な全面実施に向け指導内容及び指導方法の確認や指導体制の確立に取り組んだこと、規範性をはぐくむための教材・活動プログラムを作成したこと、市立高校の将来構想である広島市ハイスクールビジョンを取りまとめたことなどが挙げられます。

また、青少年育成の分野では、電子メディア・インストラクターの養成・活動支援、「第 2 次広島市暴走族追放基本計画」の策定など青少年の健全育成のための様々な事業に取り組みました。

教育の最も重要な役割の一つは、子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、社会の形成者として必要な基本的資質を養うことにあります。そのため、本市としては、引き続き知・徳・体の調和のとれた教育を推進するなど学校教育の充実に取り組んでいく必要があります。

さらに、原子爆弾の惨禍を受けた広島教育の原点は、「ほかの誰にもこんな思いをさせてはならない」という被爆者の願いや世界恒久平和を願う市民の心を基底として、人間の尊厳や生命の尊さを自覚し、自他共に大切にし、正義感や公正さを重んじ、人と自然の共生する平和な社会を築いていく心を子どもたちの中に育てていくことにあります。

そのため、本市としては、これまでの教育を更に充実させながら、命を大切にし、平和で持続可能な社会を創造していく力をもつ子どもを育てていかなければなりません。

こうした認識に立ち、平成 22 年度（2010 年度）においても、学校教育のより一層の充実に努めるとともに、次代を担う活力ある青少年の育成に努めてまいります。

平成22年度広島市教育委員会事務点検・評価会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき平成22年度において教育委員会が行う点検及び評価（以下「点検・評価」という。）に関して必要な検討を行うため、広島市教育委員会事務点検・評価会議（以下「点検・評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 点検・評価会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 点検・評価の対象項目及び内容に関すること。
- (2) その他、点検・評価の実施に関すること。

(組織)

第3条 点検・評価会議は、次に掲げる職にある者及び学識経験者2名以内の専門委員をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 青少年育成部長
- (4) 学校教育部長
- (5) 学校教育部指導担当部長
- (6) 教育センター所長

2 前項の専門委員は、教育に関して学識経験を有する者のうちから、教育長が依頼する。

(任期)

第4条 前条第1項の専門委員の任期は、教育長が依頼した日から平成22年9月30日までとする。

(会議の開催)

第5条 点検・評価会議の会議は、教育長が招集し、教育長がその議長となる。

2 教育長に事故があるときは、教育次長がその職務を代理する。

3 専門委員は、会議に出席して意見を述べるほか、やむを得ず出席することができないときは、あらかじめ教育長に対して提出する書面によって意見を述べることができる。

(庶務)

第6条 点検・評価会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行し、同年9月30日限り、その効力を失う。

平成22年度広島市教育委員会事務点検・評価会議構成員名簿

区 分	職 名	氏 名
専門委員	広島大学大学院 教育学研究科 教授	林 孝
	広島大学大学院 教育学研究科 准教授	曾余田 浩史
教育委員会 事務局等職員	教 育 長	濱本 康男
	教 育 次 長	糸山 隆
	青少年育成部長	清水 正剛
	学校教育部長	尾形 完治
	学 校 教 育 部 指導担当部長	生田 一正
	教育センター所長	松田 了二

登録番号	広X1－2010－399
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL：504－2463
発行年月	平成22年9月